

[第3回]

第二次いわき市 都市計画マスタープラン等策定委員会

3 協議事項

(1) 第二次都市計画マスタープラン

- ・ 住民懇談会等の結果を踏まえた、将来都市像等の変更について
- ・ 部門別構想及び地域別構想の概要について

(2) 立地適正化計画

- ・ 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

平成30年8月21日(火) いわき産業創造館
いわき市都市建設部都市計画課

○ 策定に向けたこれまでの取り組み状況	…P 2
○ 策定委員会アドバイザーからのアドバイスについて	…P 3
○ 協議事項	
(1) 第二次都市計画マスタープラン	
・ 住民懇談会等の結果を踏まえた、将来都市像等の変更について	…P 5
・ 部門別構想及び地域別構想の概要について	…P 7
(2) 立地適正化計画	
・ 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について	…P23
○ 今後のスケジュールについて	…P37

策定に向けたこれまでの取り組み状況

↓平成29年度（2017年度）

[7月] **第1回庁内連絡会議**において関係各課等からの意見照会を実施

[8月] **策定委員会の設置、第1回会議の開催**

[9月] **両計画の策定について都市計画審議会への報告**

[9月～] **民間団体へのヒアリングの実施**→14団体へのヒアリング

[10月] **市民アンケートの実施**→市内男女2,000人

金融機関をはじめとした民間企業へのヒアリングの実施

→日本銀行福島支店、日本政策投資銀行など5企業

[11月] **策定委員会アドバイザーとの意見交換（事務局）**

[12月] **若い世代の意見を反映するためのワークショップを開催**

→福島工業高等専門学校都市システム工学科5年生への講義

ワークショップ形式により、テーマを定め各グループ毎に討論し発表

[1月] **第2回庁内連絡会議の開催**において関係各課等からの意見照会を実施

[2月] **第2回策定委員会の開催**

→**全体構想、まちづくりの方針（ターゲット）等の検討**

[3月] **策定委員会の検討結果を市都市計画審議会へ報告**



※高専学生によるワークショップ



※第2回策定委員会



※住民懇談会

↓平成30年度（2018年度）

[5～6月] **住民懇談会及びポスター掲示の実施**

[7月] **策定委員会アドバイザー及び国交省との意見交換（事務局）**

[7月] **第3回庁内連絡会議の開催**

→**部門別・地域別構想、誘導方針等の検討**



※ポスター掲示

日本大学理工学部土木工学科 中村英夫教授

・ 両計画の検討事項における意見及び留意事項について

1 第二次都市計画マスタープランについて

【将来都市像（キャッチフレーズ）の変更について】

- 各拠点が従属の関係を示すものではないなど、住民に誤解が生じなければ良いと考えます。

将来都市構造図や課題の分析がより重要となります。

【部門別構想及び地域別構想の構成等について】

- 地域別構想については、環境共生の考え方も各地区に含んだ方が良いと考えます。

2 立地適正化計画について

- 居住誘導区域に設定しないところは、その地域を見捨てるという計画ではないため、策定委員会の皆様の理解と議論が必要となるものです。

- 今回都市機能誘導区域を8箇所を設定するのであれば、その都市機能を支える周辺のみを居住誘導区域に設定するなど、メリハリが必要です。

今現在、居住者が張り付いている箇所をそのまま広域に設定することには疑問を感じます。割り切らないと、結局現在の市街化区域と変わらなくなります。

(1) 第二次都市計画マスタープラン

住民懇談会等の結果を踏まえた、
将来都市像等の変更について

(1) 第二次都市計画マスタープラン 住民懇談会等の結果を踏まえた、将来都市像等について

将来都市像（キャッチフレーズ）及び将来都市構造を変更する要因

変更の要因

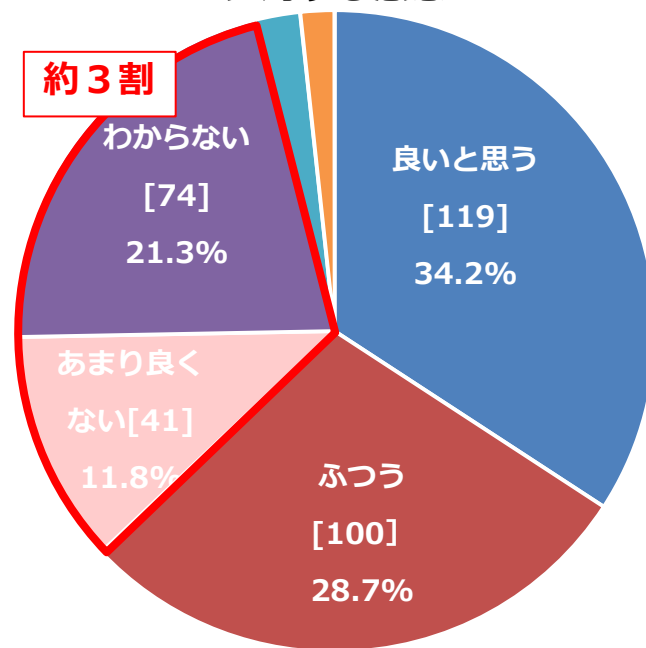
[将来都市像 “海・まち・山に輝く星座型都市” について]

- 住民懇談会やポスター掲示（市民意見募集）のアンケート結果では、約 1 割の市民が「あまり良くない」を選択。また、「わからない」を合わせると、約 3 割の市民に理解されていないことが想定。
- 住民懇談会では、「惑星」に位置付けられたところは、光り輝くことはできないとの意見。また、市議会においても、天文学的に「惑星」は「恒星」ではないため、星座を構成することはできないとの指摘。

[将来都市構造について]

- 住民懇談会では、「四倉地区は北の玄関口であり、広域交流の拠点の役割を担っている」といった意見。
⇒ 四倉地区は、広域交流の拠点の観点から相双地方や東北地方との結びつきを強化

将来都市像（星座型都市）
に対する感想



【住民懇談会及びポスター掲示によるアンケート結果】

- 将来都市構造をイメージしたフレーズに変更
- 四倉を「広域拠点」に変更

(1) 第二次都市計画マスタープラン 住民懇談会等の結果を踏まえた、将来都市像等について

・ 将来都市像（キャッチフレーズ）及び将来都市構造の変更案

変更案

<<ネットワーク型コンパクトシティIwaki>>

- ☆ 平や小名浜などの主要な拠点と、周辺都市の久之浜・大久や小川、中山間地などの生活拠点において、機能の集約化・効率化が図られる拠点性の高い、持続可能な都市運営を実現する。
- ☆ 本市は、これら、海・まち・山に輝く複数の拠点が連携し、有機的な軸で結ばれることで、永き未来にわたり輝き続けるコンパクトネットワーク都市を構築する。

ゾーン

- やまなみゾーン
- やまのベゾーン
- 都市丘陵ゾーン
- まちのゾーン
- 沿岸域ゾーン

拠点（星）

■ 主要な拠点

- 【平】都心拠点
- 【小名浜】広域拠点
- 【勿来】広域拠点
- 【四倉】広域拠点
- 【泉】地区拠点
- 【常磐】
- 【内郷】
- 【いわきNT】

■ 周辺の拠点

- 【好間】地域生活拠点
- 【久之浜・大久】
- 【小川】
- 【川前】
- 【三和】
- 【遠野】
- 【田人】
- 【江名】

軸（ネットワーク）

【主 軸】

- 広域交流軸
- 市内基幹連携軸
- 市内補助連携軸

【その他の軸】

- 沿岸域連携軸
- やまなみ連携軸



委員の皆様へ

市民から受け入れられ、将来都市構造をイメージできるフレーズをご提案頂ける方は、質疑時又は後日ご連絡ください。（議長と協議の上、都市計画審議会へ報告します）

(1) 第二次都市計画マスタープラン

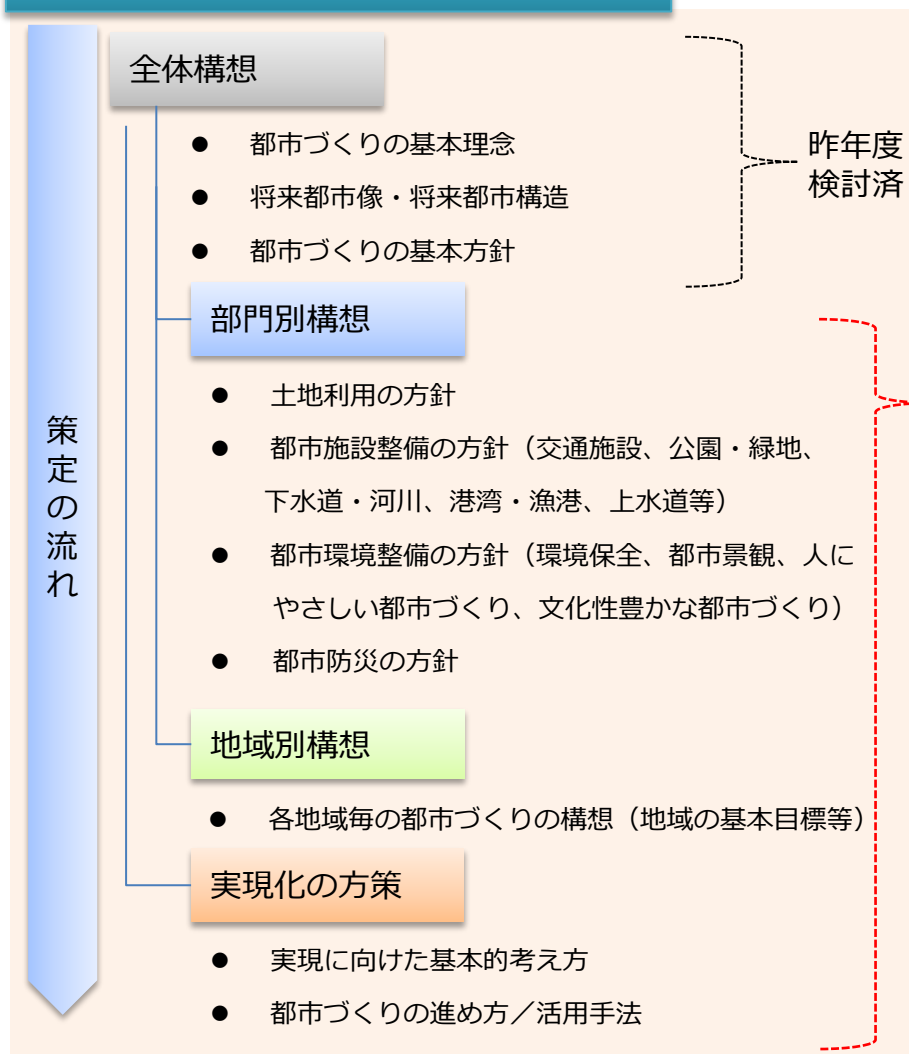
部門別構想及び地域別構想の概要について



(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

● 第二次都市計画マスタープラン策定に係る平成30年度検討項目

第二次都市マスタープラン策定の流れ



○ 部門別構想の役割について

● 部門別構想とは

部門別構想は、全体構想で掲げた基本理念や将来都市像、都市づくりの基本方針を実現していくために必要な土地利用、都市施設整備をはじめとする各種施策の方針を各部門ごとに示すもの。

○ 地域別構想の役割について

● 地域別構想とは

地域別構想は、地域固有のまちづくり方針を示すとともに、全体構想と有機的に関連しながら、全体構想に示された内容の詳細を示すもの。

また、地域別構想は、市民に身近な地域の将来像を示すとともに、地域にかかわる都市づくりの方針を総合的・横断的に示している。

※ 今回会議においては区域の設定方針と基本目標の概要のみ。地域づくりの方針や施策の方向、地域別構造図等については、次回会議において検討を予定。



(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

・ 部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

4－1 土地利用の方針

1. 土地利用の基本方針

1) 市街地のコンパクト化を促進

- 市街地においては、今後の急速な人口減少、超高齢社会に対応するため、一定の人口密度の維持及び都市機能の集約により、インフラ等への投資効率の低下を抑制する。
- 良好な都市環境の維持・形成を図るため「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を進める。

2) ネットワーク形成に向けた土地利用を促進

- 市街地部においては、社会情勢の動向等を踏まえ、住宅地、商業地、工業・業務地等の適正な土地利用に努める。
- 各地域の特性に合わせた地区計画の指定や必要に応じた用途地域の変更など、土地利用制限の見直しに取り組む。

3) 自然・田園環境の保全・活用

- 中山間地域を中心に環境保全や水源涵養などの役割を持つ山林や河川、海岸といった自然環境は、本市の恵まれた資源であることから、積極的な保全を図る。
- 里山の環境の維持、治水や利水と調和した水に親しむ空間形成など、自然と親しめる環境づくりに活用する。
- 農地・森林は、さらなる地域の振興や発展を目指し、再生可能エネルギー等と調和を図りながら良好な田園環境の維持・形成を図る。
- 中山間地域の拠点性を高めるため、かつセーフティネットの観点から、必要に応じて、近隣集落との統合や日常サービス施設、行政施設等の集約化を検討する。

4) ゆとりある都市空間の形成

- 今後、急速に増加することが予測されている空き地・空き家の適切な対応に努める。
- 市街地部においては、敷地の集約化や緑化等により、全世代が快適に生活できる環境を備えたゆとりある都市空間の形成に努める。

(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

・ 部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

4-1 土地利用の方針

2. ゾーン別土地利用の方針

3) 都市丘陵ゾーン

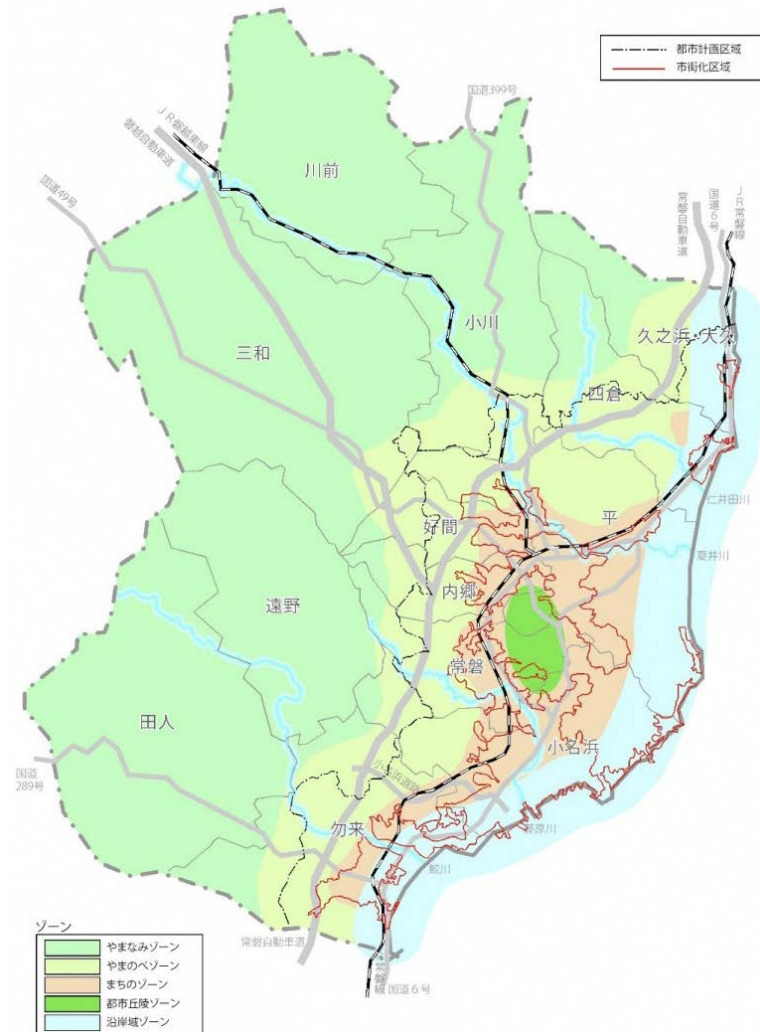
- 市街地に近接した身近な緑の空間として将来にわたって保全・活用できるよう、新たな住宅団地や工業・流通施設等の都市的な開発は抑制する。
- 21世紀の森公園のエリアは、スポーツ・レクリエーション活動等の広域的な拠点として、その環境の維持に努める。

4) まちのゾーン

- 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を図る施策を展開し、多くの世代が便利で快適に生活できる良好な居住環境の形成を進める。
- 住宅の防犯や省エネ、バリアフリー化など良質な住宅ストックの形成、住宅の流通・住み替えの促進等による住宅市場の活性化、空き地や空き家への対策を進める。
- 本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域に立地を誘導する。

5) 沿岸域ゾーン

- 津波に対する備えを進めつつ、本市の恵まれた美しい海岸線の環境や観光資源の維持・保全を図るほか、景観にも配慮した適切な土地利用を進める。
- 港湾・流通機能との連携に配慮した産業活動が展開できるよう、適切な土地利用に努める。



【将来都市構造図におけるゾーン】

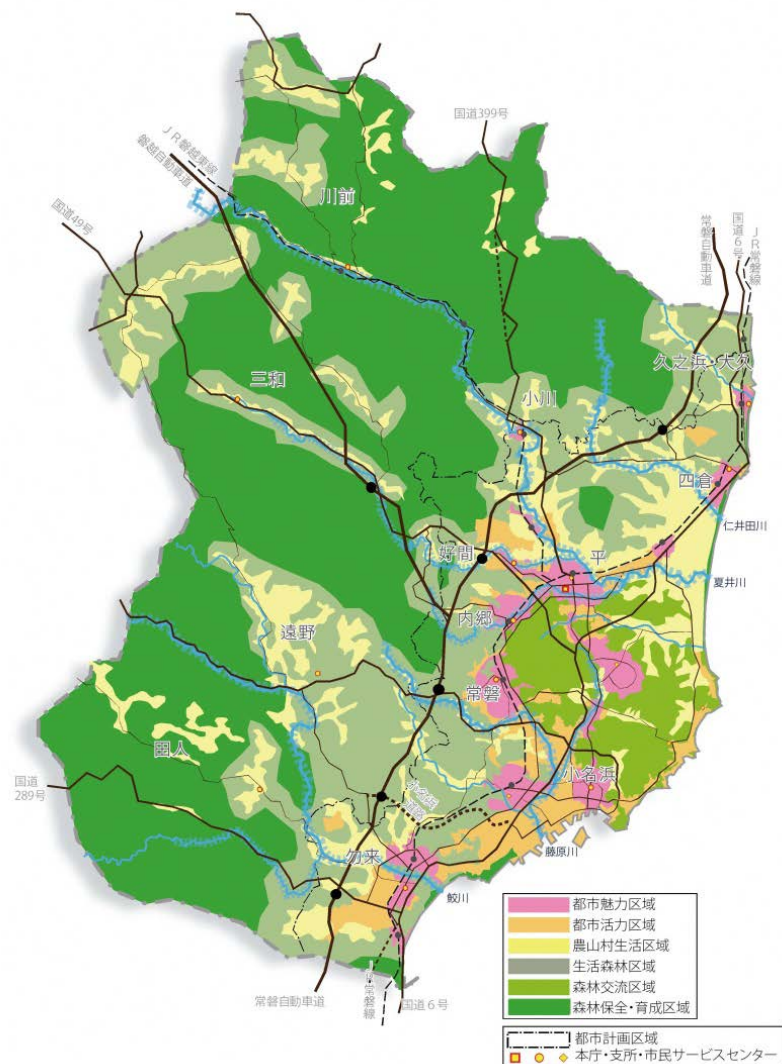
(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

・ 部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

4-1 土地利用の方針

3. ゾーン別・利用区分別土地利用の基本的な考え方

ゾーン区分 土地利用区分	やまなみゾーン	やまのべゾーン	都市丘陵ゾーン	まちのゾーン	沿岸域ゾーン	土地利用の方向性
都市魅力区域				○	○	- 都市の中心性、拠点性の維持・向上と魅力の創出のため、居住機能との調和・共存のもとに、商業・業務施設や文化・交流施設等の集積を図る。 - 居住機能は、様々なニーズに対応し良好なコミュニティが形成されるよう集積を図る。 - 防災機能の充実により安全・安心な市街地の形成を図る。
都市活力区域				○	○	- 工業生産や流通拠点機能が円滑に展開できるように、広域交通軸周辺への立地誘導や土地の有効活用、安全確保等に努める。 - 住宅地と工場が隣接する住工混在地区では、周辺の居住環境に配慮しながら土地利用を図る。
農山村生活区域	○	○		○		食料生産の場としての農地の保全や生産基盤の充実とともに、地区特性に応じた集落の居住環境の整備に努めるとともに、自然と調和した環境の形成を図る。
生活森林区域	○	○		○		市街地及び農村集落と周辺の自然との緩衝地として、大規模な土地改変を伴う開発行為の抑制を基本とし、里山空間の保全と適正な管理を図る。
森林交流区域			○	○	○	都市内や市街地に近接する公園や山林、防災緑地などは、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場、防災拠点となる空間の確保や適切な維持管理に努める。
森林保全・育成区域	○	○				国土保全、水源涵養など多様な機能を持つ山林は、原則として開発を規制しつつ適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等に努める。



【土地利用方針図（総合土地利用基本計画と整合）】

(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

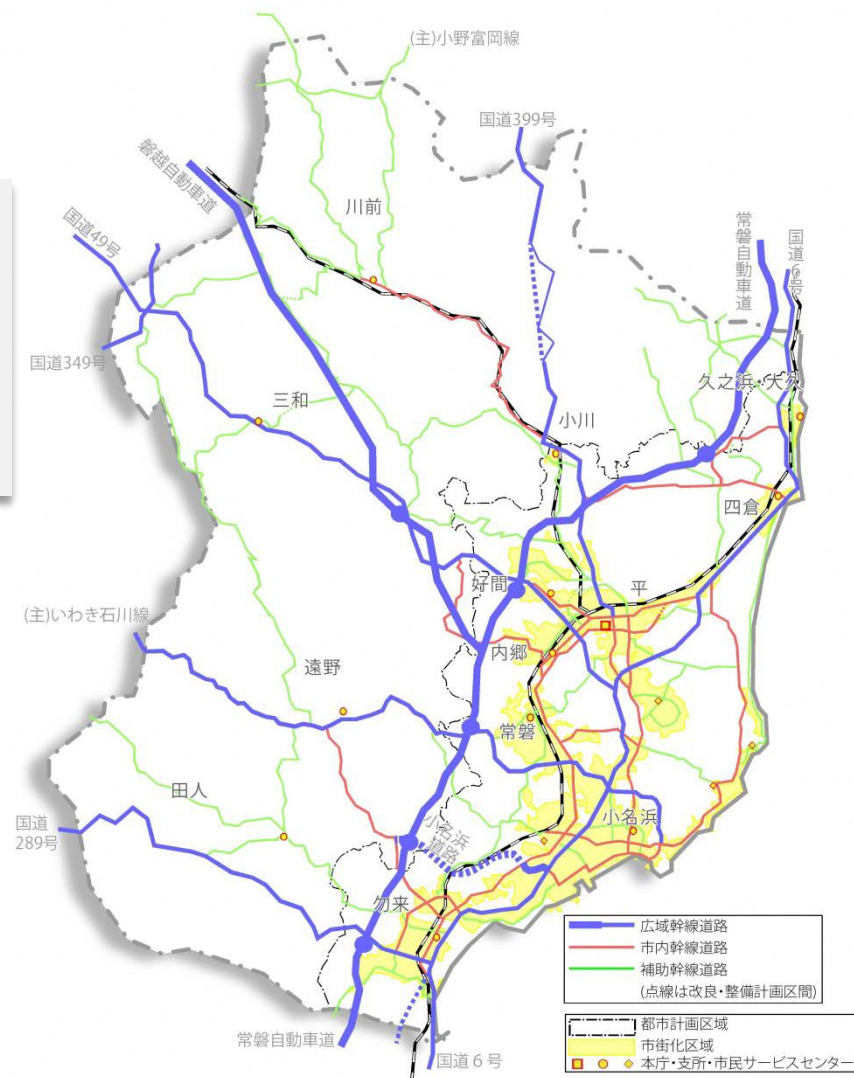
・ 部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

4-2 都市施設整備の方針

1. 交通施設整備の方針

1) 道路ネットワークの形成

- 今後、急速に進む人口減少や超高齢社会の到来を踏まえ、**必要に応じて計画の見直し**を行いながら、**計画的な都市計画道路の整備**を行う。
- 道路種別（広域幹線道路、市内幹線道路、補助幹線道路）毎の方針に基づき、**将来都市構造の実現を図る幹線道路、生活道路等のネットワーク形成**に取り組むとともに、適切な維持管理に努める。



【道路ネットワーク方針図】

(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

・ 部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

4-2 都市施設整備の方針

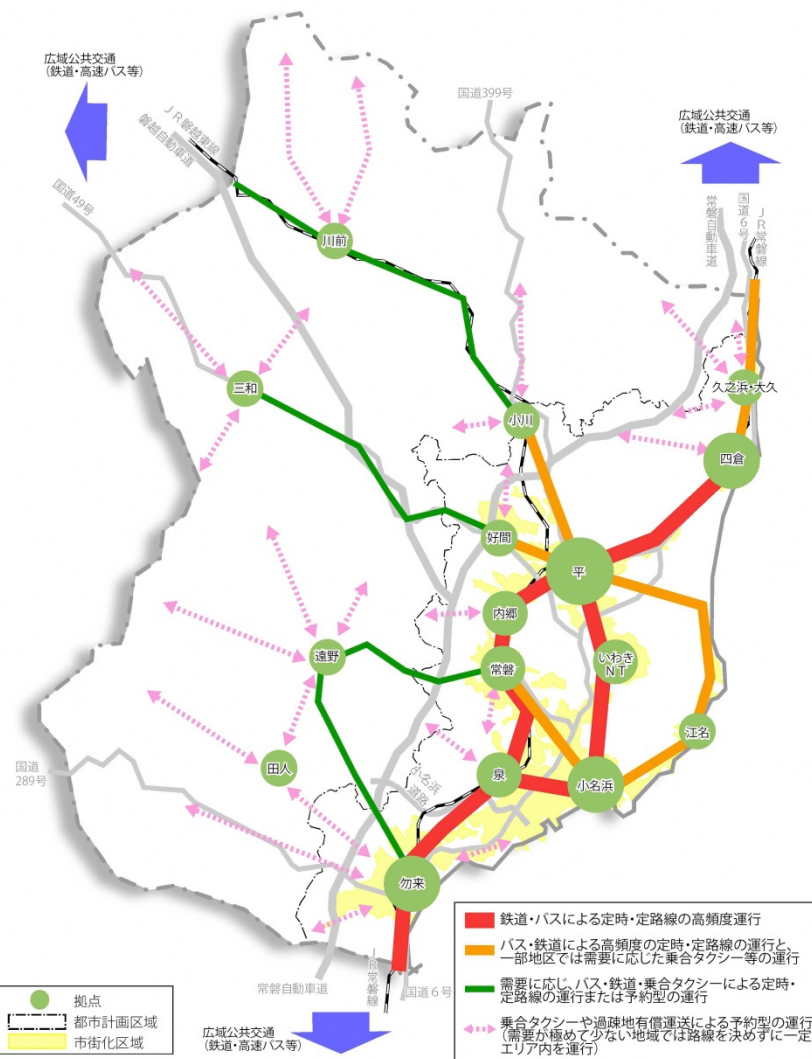
1. 交通施設整備の方針

2) 公共交通の活用

- 鉄道やバスの利便性・速達性等の向上や、公共交通を補完するカーシェアリング、シェアサイクリングなどの充実を図り、すべての人が安心して、なおかつ、分かりやすく利便性の高い公共交通環境づくりに努めるとともに、自転車利用の促進に向けた自転車道路網の形成を図り、過度に自動車に頼らないライフスタイルへの転換を進める。
- 公共交通空白地域における乗合タクシーや有償運送による予約型の運行など、地域性に合わせた公共交通システムのあり方の検討、実践に努める。
- LRT・BRTなどの新たな公共交通システムの導入や、自動運転をはじめとする新たな技術を活かした公共交通導入の検討を進め、交通手段の多様化を図る。

3) 駅前広場・駐車場等の整備と活用

- 市街地での人の集散の核となる空間、自動車交通と徒歩による回遊の接点となる空間として、駅前広場、駐車場・駐輪場の機能の充実を図る。



(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

・ 部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

4－2 都市施設整備の方針

2. 公園・緑地整備の方針

- 公園・緑地の適正な配置と整備を図るとともに、防災にも配慮した緑のネットワーク化に努める。
- 市民、事業所、行政が一体となって、都市の緑化に取り組み、緑のまちづくりを推進する。

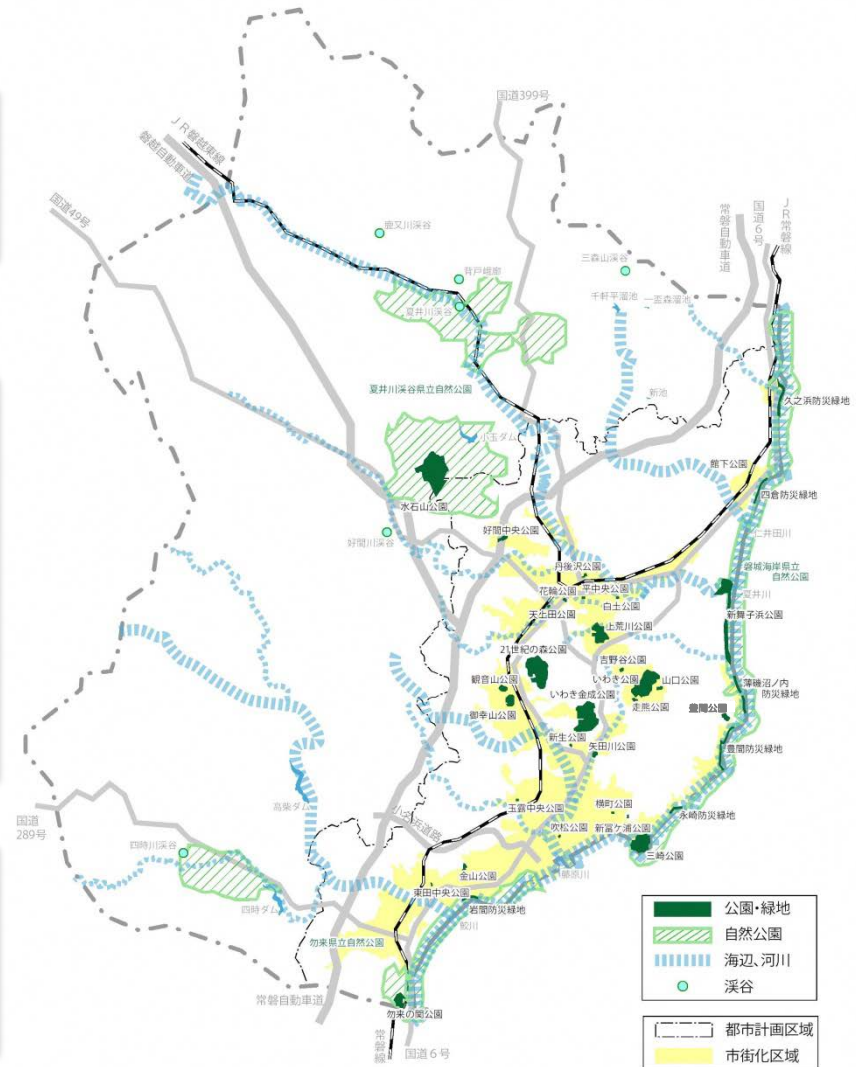
3. 下水道・河川整備の方針

1) 下水道の整備

- 市内の下水処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽による処理を地域により使い分け、生活排水処理率を早期に100%にすることを目指す。
- 整備に合わせて、施設の適正な維持管理により、持続可能な生活排水処理施設を構築し、衛生環境の維持を図る。
- 公共下水道事業計画区域については、現事業計画区域の整備を進めるとともに、社会情勢の変化を踏まえ、都市計画に定める区域の見直しを行う。
- 内水浸水対策のため、排水路やポンプ場等の整備と適正な維持管理を図る。

2) 河川の整備

- 市内で大きく4水系からなる河川（仁井田川、夏井川、藤原川、鮫川）や準用河川については、市民の生活や産業活動を支える自然基盤として、水との共生、良好な水環境の形成を図るため、治水、利水、親水の各側面から、必要な整備や管理に努める。



【公園・緑地の整備方針図】



(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

・ 部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

4－2 都市施設整備の方針

4. 港湾・漁港整備の方針

- 重要港湾小名浜港は、港背後地の産業・流通を支える重要な社会基盤であると同時に本市を特徴づける観光資源でもあることから、東日本大震災で大きな被害を受けた漁港の復興と合わせて、国や県と協働でその機能の強化を進める。
- 港湾・漁港は、人と海との接点であり、本市の恵まれた資源の一つであることから、引き続き震災復興に取り組むとともに、観光レクリエーション機能の充実をはじめ、その機能の活用を図る。

5. その他の都市施設整備の方針

1) 上水道の整備

- 生活・産業基盤の重要な柱のひとつである上水の安全・安定的な確保に努める。
- 上水道施設の計画的な維持管理に取り組みながら、良質な水を将来にわたり供給する。

2) ごみ処理施設・火葬場等の整備

- 市民生活や都市活動に不可欠で都市の衛生維持に寄与する都市施設について、計画的な維持管理や体制づくりを進める。
- 通信基盤がぜい弱な地域については、通信ネットワーク基盤の整備等により、快適な生活環境の確保を図る。
- その他の都市施設についても、今後の急速な人口減少や超高齢社会の到来を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しに取り組む。



(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

・ 部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

4－3 都市環境整備の方針

1. 環境の保全・形成の方針

1) 田園・自然環境の保全

- 山林や河川、海岸等の自然環境は、人々の生活に様々な恵みをもたらし、大気の浄化や水と緑の景観提供など、かけがえのない多様な役割を果たしていることから、**生態系、生物多様性の維持や防災機能の確保の観点からも、その自然環境は最大限保全し、次世代に継承**していく。
- **大きな4水系からなる河川をはじめとする恵まれた河川流域の特性**を踏まえ、上、中、下流部を通し、水の恵みを得る人々が適正な役割分担のもと水環境の保全を図る。

2) 持続可能な都市環境の形成

- 温室効果ガスの排出が少ない「低炭素社会」を目指した取り組みや、**省エネルギー対策、再生可能エネルギー利用の推進等**により、環境への負荷が少ない持続可能な都市環境の形成を図る。
- ごみの発生抑制に関する周知啓発など、**ごみの減量化・資源化や適正処理等の推進**を図る。

2. 都市景観の向上の方針

- 豊かな自然環境や良好な住宅地、歴史的背景などの**景観資源と地域の特性を活かした居住環境の形成**を図る。
- 市民・事業者・行政などすべての人々が**それぞれの立場で役割を果たし、協力して取り組むことで、海・まち・山に輝く魅力ある都市景観の形成**を図る。

3. 人にやさしい都市づくりの方針

- 今後、急速な人口減少や超高齢社会の到来により、**高齢者が暮らしやすい都市環境づくりの重要性が高まると同時に、若い世代が市内で学び、働き、楽しみ、子育てをすることなどにおいても安心して便利な都市環境が求められる。**
- この観点から、**保健・医療・福祉施設等を利用しやすい都市づくりや、すべての人が暮らしやすい都市づくり**などへの取り組みを積極的に進める。

4. 文化性豊かな都市づくりの方針

- 文化・歴史、教育、スポーツ・レクリエーション等の各既存施設については、**文化性豊かな都市づくりを進める上で貴重な資源として有効に活用**するとともに、今後の急速な人口減少等を踏まえ、**適切な維持管理や適正配置**に努める。
- 全国規模の大会・イベント誘致などを見据えた、**スポーツ文化等の振興にかかわる新たな拠点機能の整備**を図る。



(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

・ 部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

4－4 都市防災の方針

都市防災の基本方針

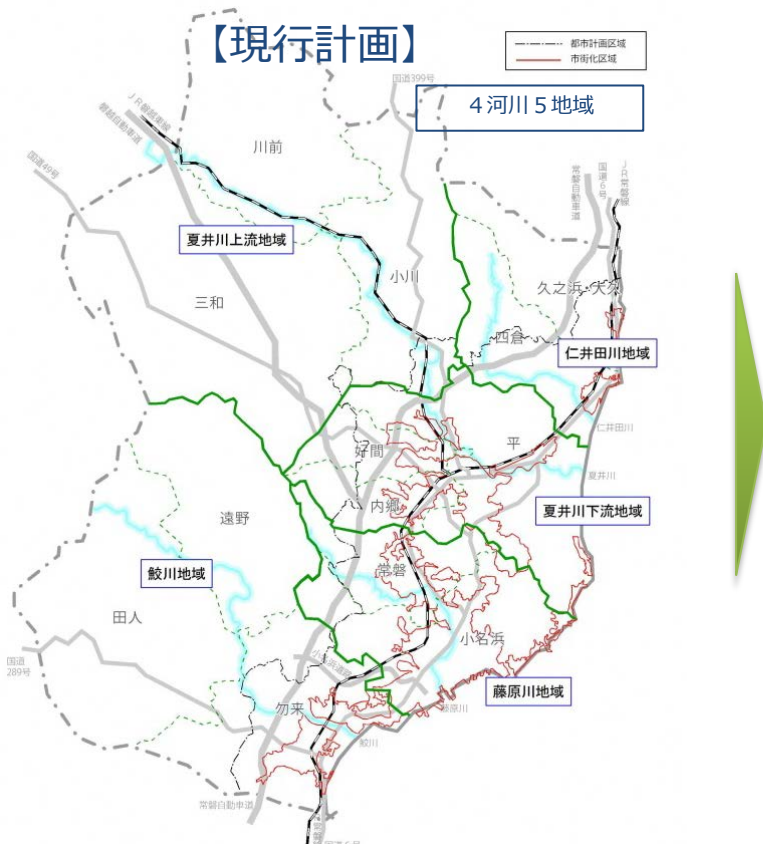
- さまざまな自然災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市基盤施設の整備、建築物の耐震・不燃化の促進、土砂災害や洪水への対策などにより、都市防災力の強化を図る。
- 市民のまちづくり活動に対して、防災まちづくり情報の提供等の支援を行い、官民一体となった災害に強い都市基盤づくりを進める。
- 「津波ハザードマップ」や「洪水ハザードマップ」等の作成・配布により、避難行動や災害の発生の高危険性が高い地域についての市民への周知を図るとともに、緊急時の情報収集・伝達手段の確保、避難誘導サインと誘導体制の整備等に努める。

(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

・ 地域別構想の概要（地域区分及び基本目標の考え方）

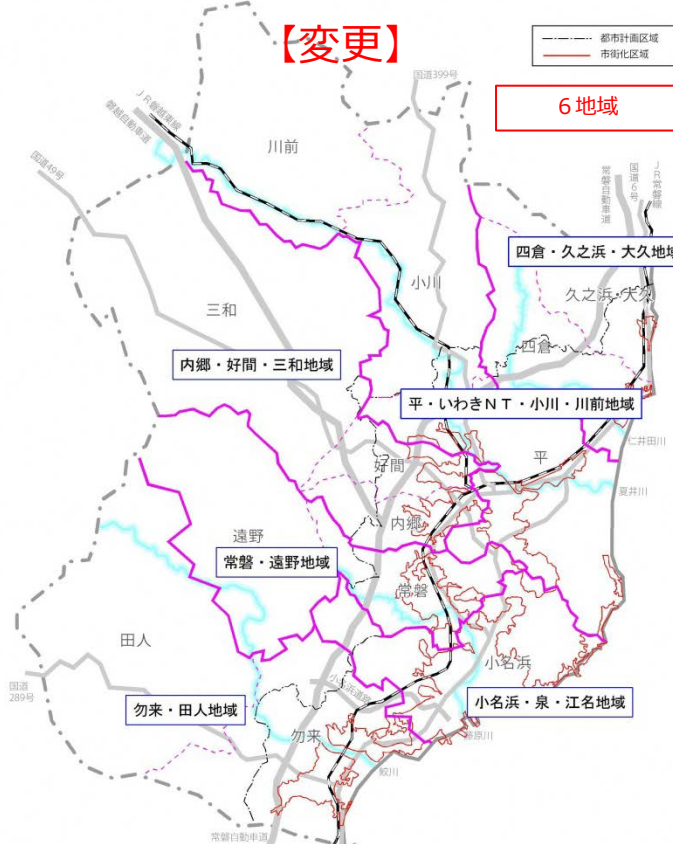
5-1 地域別構想策定の主旨等（地域設定の考え方）

- 現行都市計画マスタープランにおける地域区分を見直し、新たに6地域に設定



設定の考え方（現行）

広大な市域を河川の流域に着目し、都市・農村・山間地域が河川を流れる「水」を共通の資源であると意識を持つことで、環境の保全・育成へ向け様々な効果が期待できることから設定



設定の考え方（変更）

環境共生の考え方から、河川の上下流を一体に捉える視点は持ち続けながらも、人口減少・超高齢社会への対応が不可欠な状況を考慮し、**日常生活圏や高齢福祉等の観点、目指す都市構造における拠点（核）と軸（ネットワーク）も踏まえ設定**

(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

● 地域別構想の概要（地域区分及び基本目標の考え方）

5-2 地域別構想（6地域）

○ 各地域区分の設定と地域の基本目標等について

注）人口は基準推計値であり目標値ではない

① 平・いわきNT・小川・川前地域 【将来（2040年）人口：約7.9万人】

● 区域の設定について

平及びいわきNT地区を拠点とし、JR磐越東線や国道399号線等により、拠点間が市内補助連携軸で結ばれていることから同一区域として設定。

● 地域の基本目標

- ・ 浜通り地方並びに本市の都心として、広域的都市中核機能の集積促進
- ・ 主要な拠点の活性化推進による集客力強化と魅力ある都市空間の創出
- ・ 農林水産物の活用による6次化産業など新たな経済基盤の確立
- ・ 中山間地域での人口減少の抑制対策、集落機能の維持
- ・ 人口が減少する地域での公共施設を適正に集約を図るとともに、より良い住環境の確保に努めるほか、公共交通等の生活サービス水準を維持

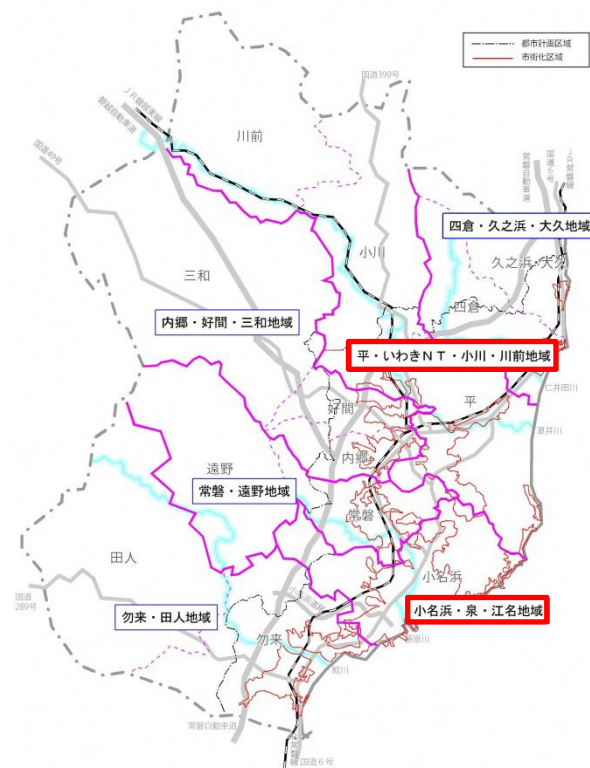
② 小名浜・泉・江名地域 【将来（2040年）人口：約6.2万人】

● 区域の設定について

小名浜及び泉地区を拠点とし、県道小名浜四倉線により、拠点間が市内期間連携軸及び補助連携軸で結ばれていることに加え、地区保健福祉センター機能が一元化されていることから同一区域として設定。

● 地域の基本目標

- ・ 本市の広域拠点として、都心に準ずる都市機能の集積、並びに港湾機能の拡充と工業立地環境の向上
- ・ 漁港機能の維持充実と水産関連産業の振興
- ・ 主要な拠点の活性化推進による集客力強化と魅力ある都市空間の創出
- ・ 農林水産物の活用による6次化産業など新たな経済基盤の確立
- ・ 人口が減少する地域での公共施設を適正に集約を図るとともに、より良い住環境の確保に努めるほか、公共交通等の生活サービス水準を維持



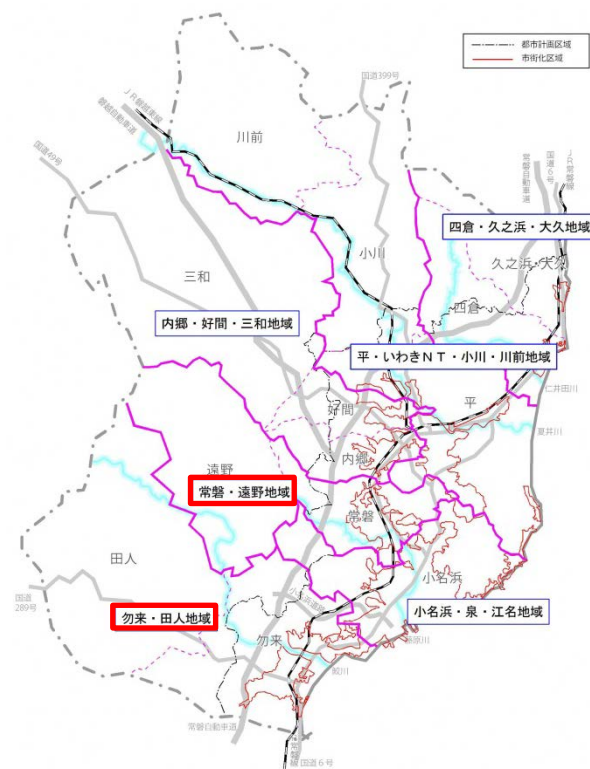
(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

● 地域別構想の概要（地域区分及び基本目標の考え方）

5-2 地域別構想（6地域）

○ 各地域区分の設定と地域の基本目標等について

注）人口は基準推計値であり目標値ではない



③ 勿来・田人地域 【将来（2040年）人口：約3.2万人】

● 区域の設定について

勿来地区を拠点とし、国道289号線や県道旅人勿来線等により、拠点間が市内補助連携軸で結ばれていることに加え、地区保健福祉センター機能が一元化されていることから同一区域として設定。

● 地域の基本目標

- 本市の南の玄関口を支える広域拠点として、交流、観光の拠点となる機能の導入、並びにエネルギー産業の活性化
- 主要な拠点の活性化推進による集客力強化と魅力ある都市空間の創出
- 農林水産物の活用による6次化産業など新たな経済基盤の確立
- 中山間地域での人口減少の抑制対策、集落機能の維持
- 人口が減少する地域での公共施設を適正に集約を図るとともに、より良い住環境の確保に努めるほか、公共交通等の生活サービス水準を維持

④ 常磐・遠野地域 【将来（2040年）人口：約2.5万人】

● 区域の設定について

常磐地区を拠点とし、県道いわき石川線により、拠点間が市内補助連携軸で結ばれていることに加え、地区保健福祉センター機能が一元化されていることから同一区域として設定。

● 地域の基本目標

- 温泉観光地の特色を活かした都市機能の集積促進による観光交流拠点機能の強化
- 主要な拠点の活性化推進による集客力強化と魅力ある都市空間の創出
- 農林水産物の活用による6次化産業など新たな経済基盤の確立
- 中山間地域での人口減少の抑制対策、集落機能の維持
- 人口が減少する地域での公共施設を適正に集約を図るとともに、より良い住環境の確保に努めるほか、公共交通等の生活サービス水準を維持

(1) 第二次都市計画マスタープラン 部門別構想及び地域別構想の概要について

● 地域別構想の概要（地域区分及び基本目標の考え方）

5-2 地域別構想（6地域）

○ 各地域区分の設定と地域の基本目標等について

注）人口は基準推計値であり目標値ではない

⑤ 内郷・好間・三和地域 【将来（2040年）人口：約2.5万人】

● 区域の設定について

内郷地区を拠点とし、国道49号線により、拠点間が市内補助連携軸で結ばれていることに加え、地区保健福祉センター機能が一元化されていることから同一区域として設定。

● 地域の基本目標

- 医療、福祉拠点施設や好間中核工業団地、並びに歴史・文化的資源を活かした関連産業の振興等
- 主要な拠点の活性化推進による集客力強化と魅力ある都市空間の創出
- 農林水産物の活用による6次化産業など新たな経済基盤の確立
- 中山間地域での人口減少の抑制対策、集落機能の維持
- 人口が減少する地域での公共施設を適正に集約を図るとともに、より良い住環境の確保に努めるほか、公共交通等の生活サービス水準を維持

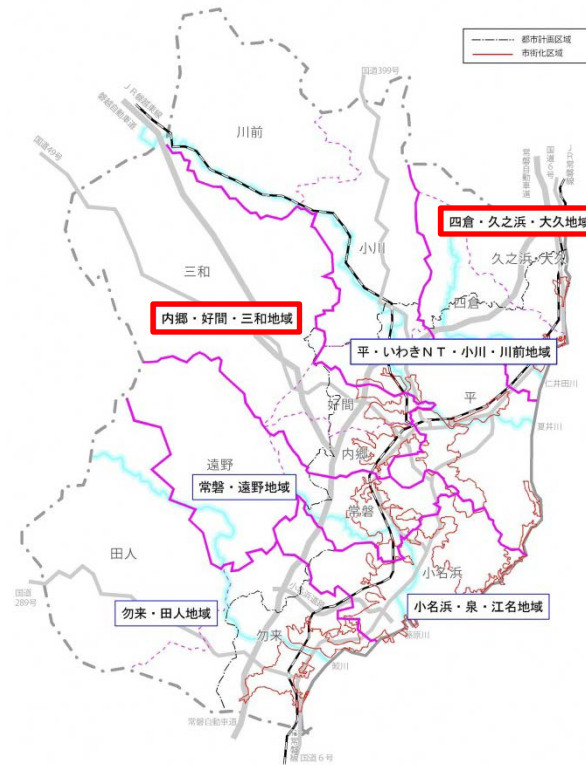
⑥ 四倉・久之浜・大久地域 【将来（2040年）人口：約1.1万人】

● 区域の設定について

四倉地区を拠点とし、国道6号線により、拠点間が市内補助連携軸で結ばれていることに加え、両地域は、地区保健福祉センターや消防機能などの行政機能が一元化されていることから同一区域として設定。

● 地域の基本目標

- 本市の北の玄関口を支える広域拠点として、相双地域、更には東北地方全体との連携・交流の拠点機能の強化、並びに四倉工業団地を核とする製造業の振興等
- 主要な拠点の活性化推進による集客力強化と魅力ある都市空間の創出
- 農林水産物の活用による6次化産業など新たな経済基盤の確立
- 中山間地域での人口減少の抑制対策、集落機能の維持
- 人口が減少する地域での公共施設を適正に集約を図るとともに、より良い住環境の確保に努めるほか、公共交通等の生活サービス水準を維持



(2) 立地適正化計画

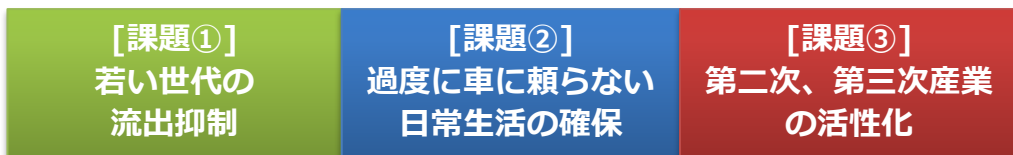
誘導区域、誘導施設及び
誘導施策等の概要について

(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

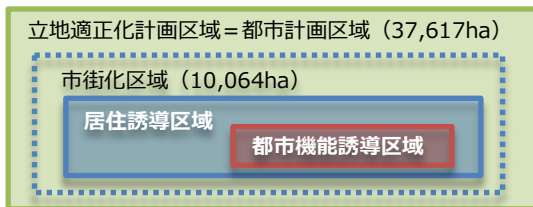
● 誘導区域設定方針について

- 誘導区域は、都市再生特別措置法、都市計画運用指針、立地適正化計画策定に係るQ&Aを参考に設定を検討する。
- また、区域の設定にあたっては、都市づくり課題解決に向けたまちづくりの方針（ターゲット）である「**人口構造を改善する都市機能を誘導し、“選ばれる都市へ”**」に基づき、**主に若い世代をターゲットとした都市機能誘導施設の誘導を図る**ことを踏まえるとともに、本市の特色である**広域多核型都市構造を最大限に活かした都市活動が行えるよう配慮**する。

【立地適正化計画において特に解決を図る都市づくりの課題】



【立地適正化計画における誘導区域の位置付け】



居住誘導区域を設定

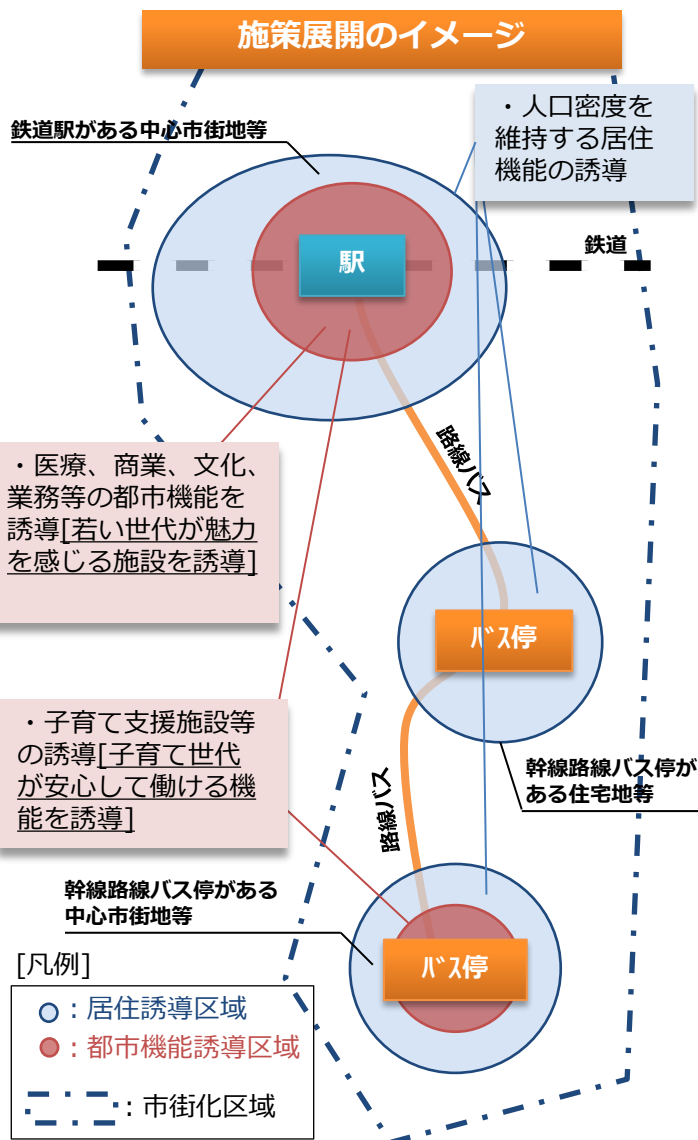
公共交通ネットワークも考慮し、居住を誘導し人口密度を維持するエリア

- ◆ 居住の緩やかなコントロール（届出制度）
- ・ 区域外における一定規模以上の住宅開発について、届出、市による働きかけ

都市機能誘導区域を設定

生活サービスを誘導するエリア（当該エリアに誘導する施設も設定）

- ◆ 都市機能の立地促進（国補助制度）
- ・ 誘導施設への税財政、金融上の支援
- ◆ 立地の穏やかなコントロール（届出制度）
- ・ 区域外における誘導したい機能の立地について、届出、市による働きかけ



(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

● 誘導区域設定方針について

- 誘導区域は、都市計画マスタープランとも整合性を図りながら、ステップを踏んで検討を行う。
(**ステップ①** ⇒ ステップ② ⇒ ステップ③-1, ③-2)

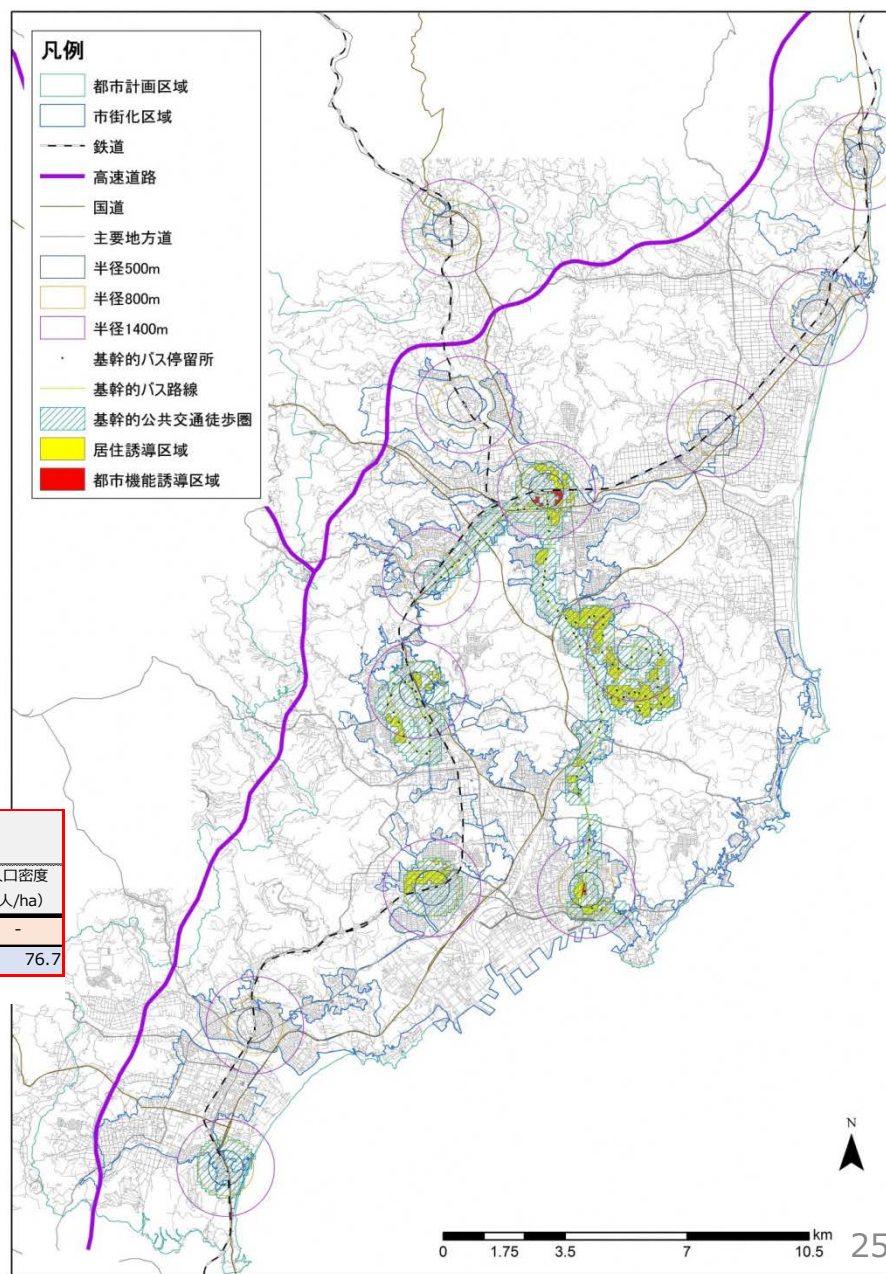
ステップ 1

[居住誘導区域]

- 国の指針等に基づき将来人口密度を考慮し、**市街化区域設定水準である40人/ha以下は、区域から除外**する。
- **基幹的公共交通路線（ピーク時 3本/h以上）を有する鉄道及びバス路線沿いで、「都市構造の評価に関するハンドブック（国交省）」を踏まえ、駅から半径800m、バス停から半径300mを設定**
- 土砂災害等により甚大な被害を受ける危険性が高い区域は区域から除外

[都市機能誘導区域]

- **「第二次都市計画マスタープラン」における「主要な拠点」で都市機能が一定程度集積している商業地域、近隣商業地域に設定**



区域名	面積 (ha)	市街化区域面積 (10,064ha) に対する割合	人口 (人) (2010年)	人口密度 (人/ha) (2010年)	人口 (人) (2015年)	人口密度 (人/ha) (2015年)	基準推計 (2040年)	
							人口 (人)	人口密度 (人/ha)
都市機能誘導区域	14.7	0%					-	-
居住誘導区域	424.8	4%	42,450	99.9	43,581	102.6	32,581	76.7

※面積はGISで集計したもの。

- 多くの地域で、将来人口密度が40人/haを下回る結果となるため、居住誘導区域を設定可能な区域が極端に少ない。
- また、居住誘導区域の上に都市機能誘導区域を設定することから、平及び小名浜を除く地域で都市機能誘導区域が設定できない。

(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

● 誘導区域設定方針について

- 誘導区域は、都市計画マスタープランとも整合性を図りながら、ステップを踏んで検討を行う。
(ステップ① ⇒ **ステップ②** ⇒ ステップ③-1, ③-2)

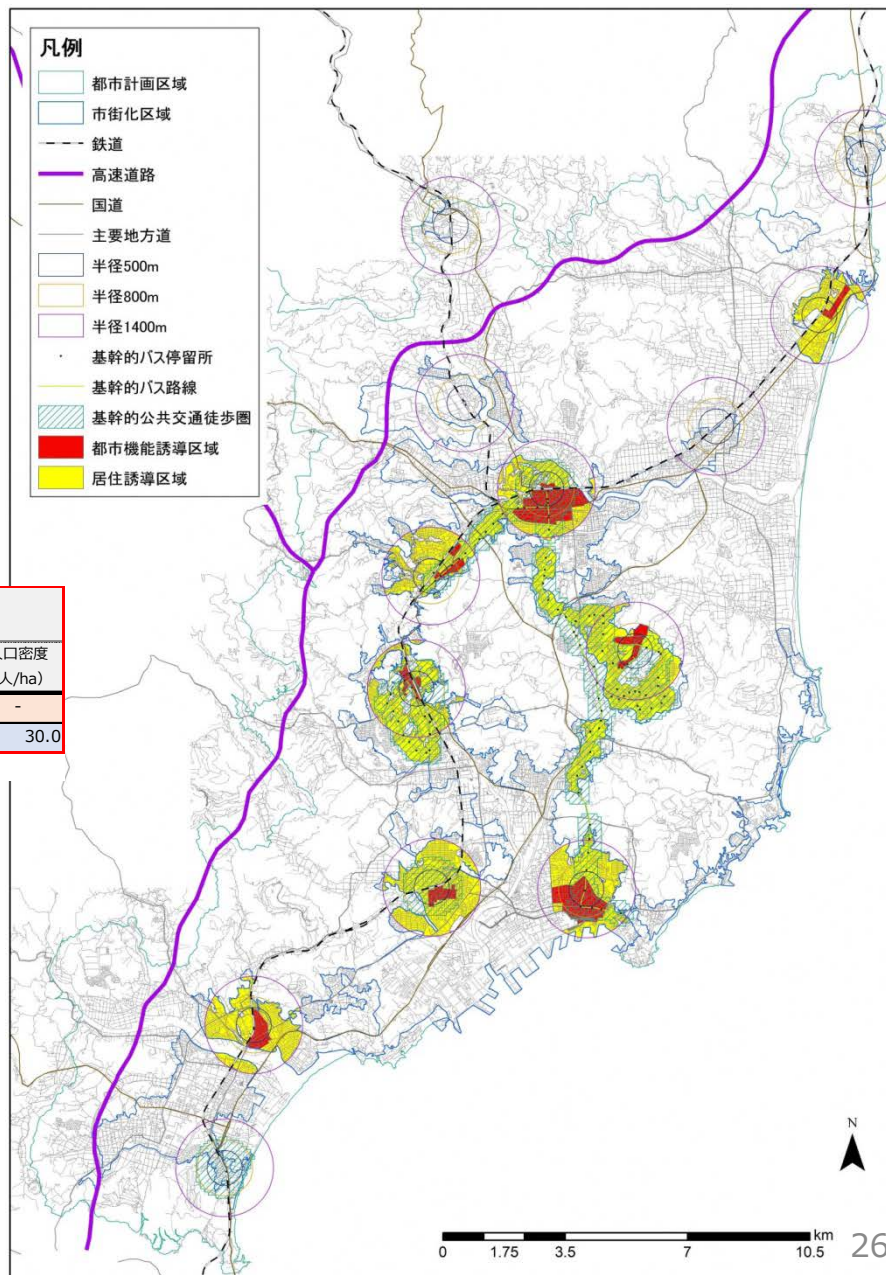
ステップ2

【ステップ①に以下の考え方を追加】

- 将来人口密度が40人/haに満たさなくても、**市として今後とも一定の人口密度を維持していく地域（主要な拠点）を中心に居住誘導区域を設定**
- 市民アンケート結果を考慮し、居住誘導区域の設定根拠となる**都市機能誘導区域からの徒歩圏は0.8km、自転車圏は1.4kmに設定**

区域名	面積 (ha)	市街化区域面積 (10,064ha) に対する割合	人口（人） (2010年)	人口密度 (人/ha) (2010年)	人口（人） (2015年)	人口密度 (人/ha) (2015年)	基準推計 (2040年)	
							人口 (人)	人口密度 (人/ha)
都市機能誘導区域	491.8	5%					-	-
居住誘導区域	3,279.1	33%	138,274	42.2	143,590	43.8	98,251	30.0

※面積はGISで集計したもの。



- 第二次都市計画マスタープランにおける「地域生活拠点」である好間、小川、久之浜等に居住誘導区域が設定できていない。
- 勿来支所周辺（勿来区画整理事業地）に居住誘導区域が設定できていない。
- 上記以外にも、居住誘導区域が設定できていない鉄道駅（赤井駅、草野駅、勿来駅）がある。

▶ ステップ3-① ◀

(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

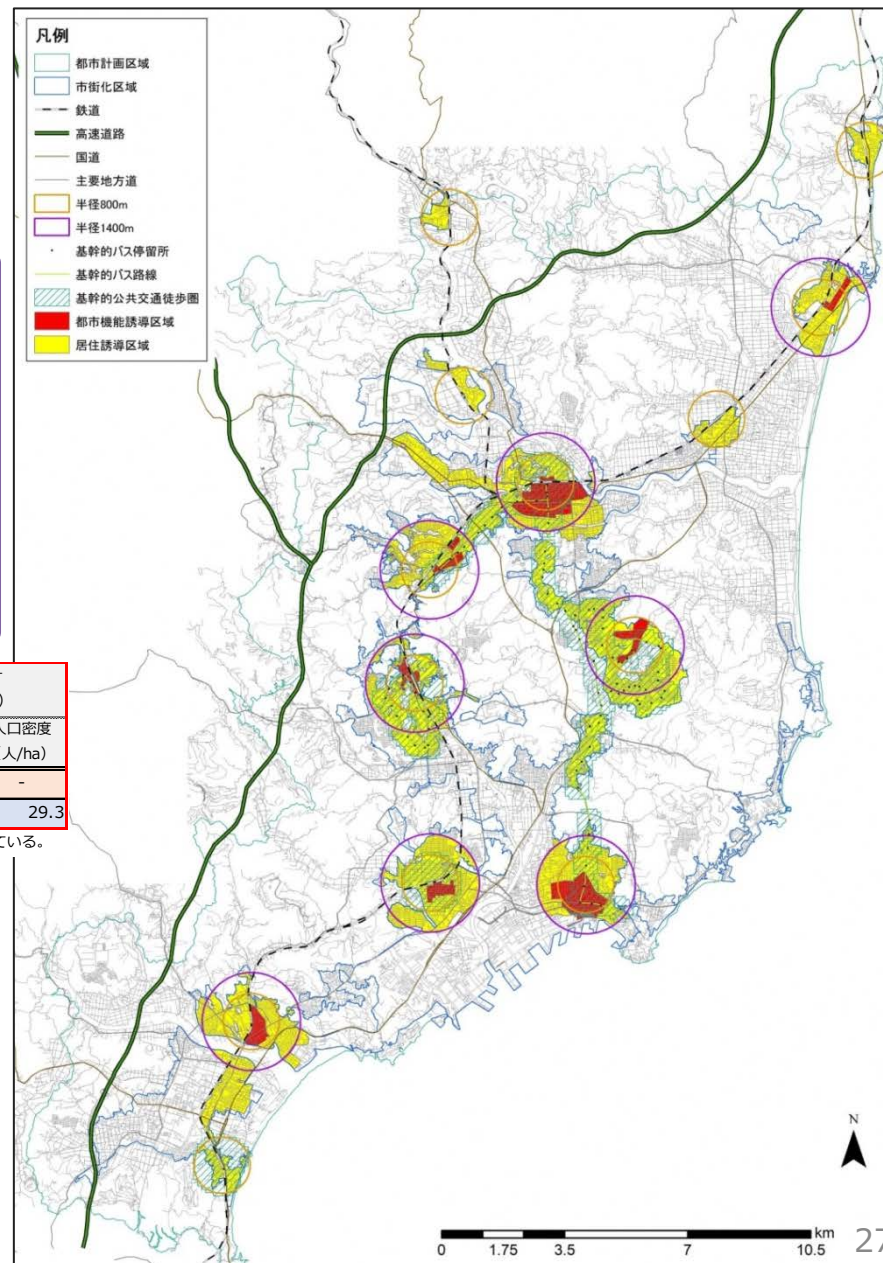
● 誘導区域設定方針について

- 誘導区域は、都市計画マスタープランとも整合性を図りながら、ステップを踏んで検討を行う。
(ステップ① ⇒ ステップ② ⇒ **ステップ③-1**, ③-2)

ステップ3-1

【ステップ②に以下の考え方を追加】

- 第二次都市計画マスタープランとの整合を図り、久之浜、小川、好間を居住誘導区域に加える
- 公共交通のうち鉄道駅を有する地域生活拠点（赤井駅、草野駅、勿来駅）については都市のネットワークを構成する重要な地域であることから、駅から800mを居住誘導区域に加える
- 誘導区域外のうち、支所が立地している好間、勿来（錦）については、バス路線の補強（概ねピーク時 3本/h）を図ることを立適の方針に定めることで、居住誘導区域に設定



区域名	面積 (ha)	市街化区域面積 (10,064ha) に対する割合	人口（人） (2010年)	人口密度 (人/ha) (2010年)	人口（人） (2015年)	人口密度 (人/ha) (2015年)	基準推計 (2040年)	
							人口 (人)	人口密度 (人/ha)
都市機能誘導区域	491.8	5%					-	-
居住誘導区域	4,284.8	43%	177,673	41.5	182,440	42.6	125,400	29.3

注) 面積はGISで集計したもの。公表段階では地形地物等での区域界設定を行うことを考慮し、上表の面積及び人口に1.03を乗じている。

- **居住誘導区域が市域全体に広がっている感があり、急速な人口減少や超高齢社会の到来、公共交通の維持・向上を考慮するとメリハリを持った区域設定が必要（策定委員会アドバイザーである中村教授のアドバイス）。**

▶ ステップ3-2 ➤

(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

● 誘導区域設定方針について

- 誘導区域は、都市計画マスタープランとも整合性を図りながら、ステップを踏んで検討を行う。
(ステップ① ⇒ ステップ② ⇒ **ステップ③-1, ③-2**)

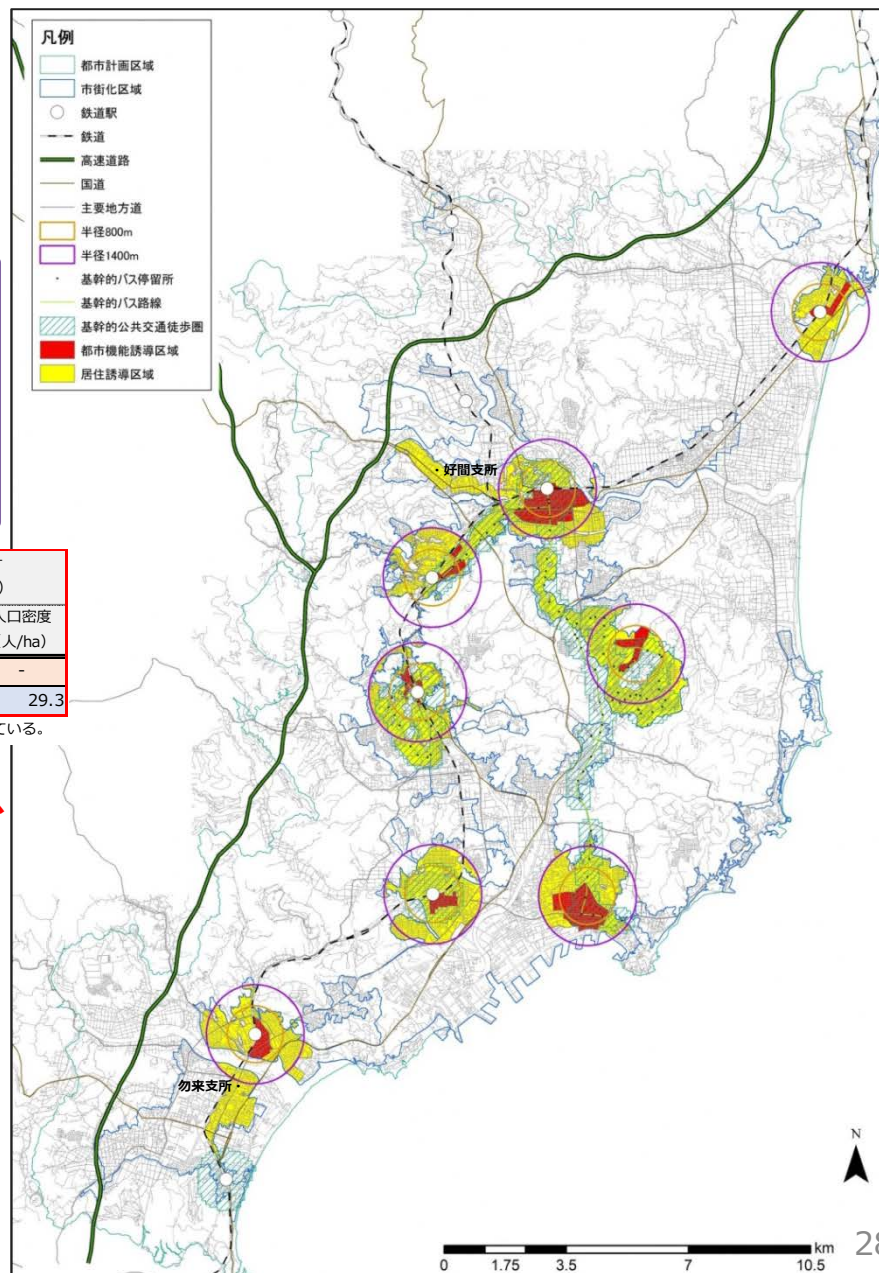
ステップ3-2

【ステップ③-1に以下の考え方を追加（ステップ②+a）】

- **都市機能誘導区域**（第二次都市計画マスタープランの主要な拠点）の**周辺を居住誘導区域に限定**
- 都市機能誘導区域外に**支所が立地する好間及び勿来（錦）地区**については、**バス路線の補強（概ねピーク時 3本/h）を図ることを立適の方針に定めることで、居住誘導区域に設定**

区域名	面積 (ha)	市街化区域面積 (10,064ha) に対する割合	人口（人） (2010年)	人口密度 (人/ha) (2010年)	人口（人） (2015年)	人口密度 (人/ha) (2015年)	基準推計 (2040年)	
							人口 (人)	人口密度 (人/ha)
都市機能誘導区域	491.8	5%					-	-
居住誘導区域	3,871.9	38%	159,522	41.2	165,867	42.8	113,281	29.3

注）面積はGISで集計したもの。公表段階では地形地物等での区域界設定を行うことを考慮し、上表の面積及び人口に1.03を乗じている。

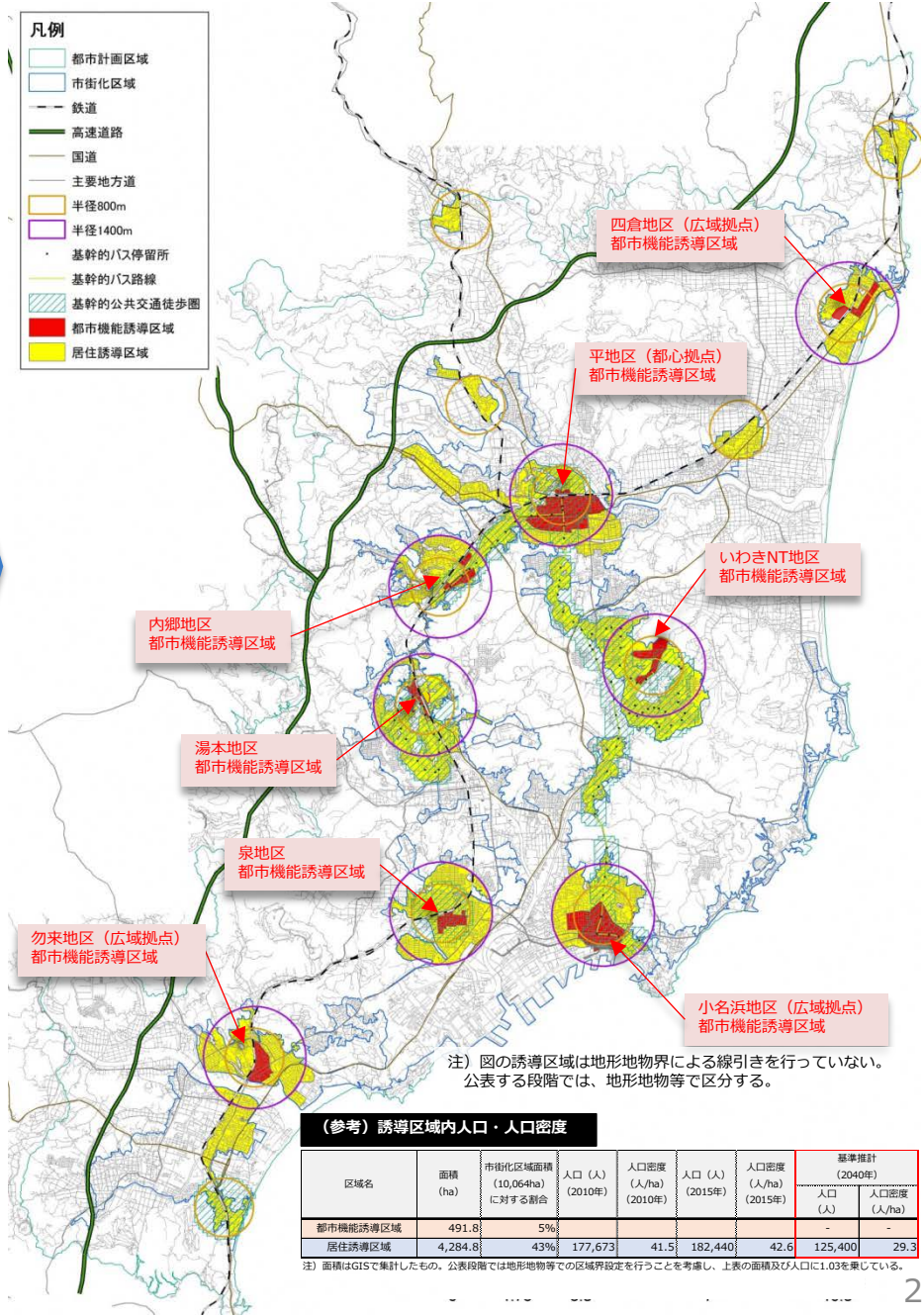
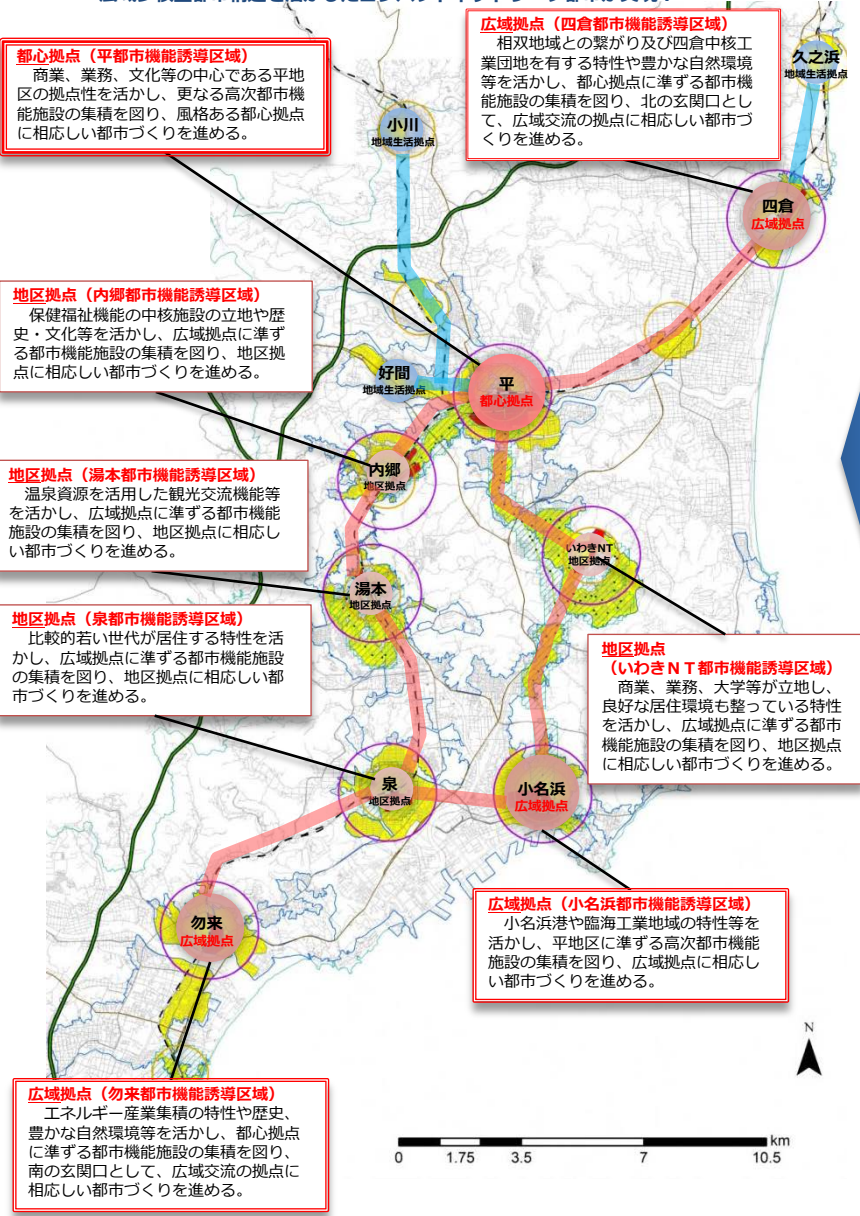


- **居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定は、急速な人口減少、超高齢社会の到来、限られた財源といった社会情勢を踏まえ、だれもが住みやすいエリアを市街地に形成（準備）するもの。**
※ **区域外を切り捨てるというものではない**
- **どのような区域設定の方針が本市に望ましいのか、ご協議をお願いします。**

STEP ③ - 1

目指すべき都市の骨格構造

- 主要な拠点の拠点性を高めるとともに、拠点周辺に設定する居住誘導区域への誘導を図る。
- また、主要な拠点は、利便性・速達性の高い公共交通によりネットワークを構築
広域多核型都市構造を活かしたコンパクトネットワーク都市が実現！



STEP③-2

目指すべき都市の骨格構造

- 主要な拠点の拠点性を高めるとともに、拠点周辺に設定する居住誘導区域への誘導を図る。
- また、主要な拠点は、利便性・速達性の高い公共交通によりネットワークを構築
広域多核型都市構造を活かしたコンパクトネットワーク都市が実現！

都心拠点（平都市機能誘導区域）

商業、業務、文化等の中心である平地区の拠点性を活かし、更なる高次都市機能施設の集積を図り、風格ある都心拠点に相応しい都市づくりを進める。

広域拠点（四倉都市機能誘導区域）

相対地域との繋がりが及び四倉中核工業団地を有する特性や豊かな自然環境等を活かし、都心拠点に準ずる都市機能施設の集積を図り、北の玄関口として、広域交流の拠点に相応しい都市づくりを進める。

地区拠点（内郷都市機能誘導区域）

保健福祉機能の中核施設の立地や歴史・文化等を活かし、広域拠点に準ずる都市機能施設の集積を図り、地区拠点に相応しい都市づくりを進める。

地区拠点（湯本都市機能誘導区域）

温泉資源を活用した観光交流機能等を活かし、広域拠点に準ずる都市機能施設の集積を図り、地区拠点に相応しい都市づくりを進める。

地区拠点（泉都市機能誘導区域）

比較的若い世代が居住する特性を活かし、広域拠点に準ずる都市機能施設の集積を図り、地区拠点に相応しい都市づくりを進める。

地区拠点（いわきNT都市機能誘導区域）

商業、業務、大学等が立地し、良好な居住環境も整っている特性を活かし、広域拠点に準ずる都市機能施設の集積を図り、地区拠点に相応しい都市づくりを進める。

広域拠点（小名浜都市機能誘導区域）

重要港湾小名浜港や臨海工業地域の特性等を活かし、都心拠点に準ずる都市機能施設の集積を図り、広域拠点に相応しい都市づくりを進める。

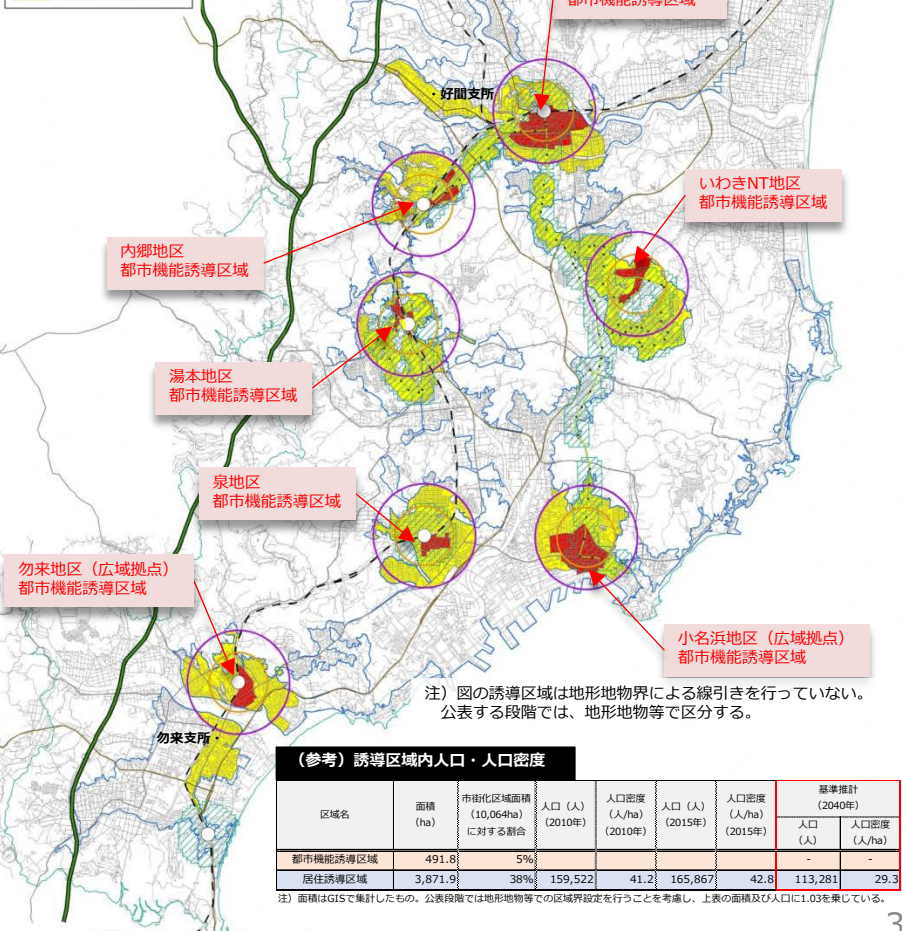
広域拠点（勿来都市機能誘導区域）

エネルギー産業集積の特性や歴史、豊かな自然環境等を活かし、都心拠点に準ずる都市機能施設の集積を図り、南の玄関口として、広域交流の拠点に相応しい都市づくりを進める。



凡例

- 都市計画区域
- 市街化区域
- 鉄道駅
- 鉄道
- 高速道路
- 国道
- 主要地方道
- 半径800m
- 半径1400m
- 基幹的バス停留所
- 基幹的バス路線
- 基幹的公共交通徒歩圏
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域





(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

・ 誘導区域設定方針について

誘導区域設定方針（案）

都市機能誘導区域の区域設定の考え方

- 誘導区域間や区域内の公共交通ネットワークの充実を図る観点から、第二次都市計画マスタープランにおいて、「主要な拠点」と位置付ける地区に設定する。
- 商業地域、近隣商業地域並びに当該地域に隣接する用途地域を基本とし、都市機能の集積状況を踏まえた区域に、過度な車依存とならないよう、各地区の中心施設（駅、バス停、支所等）から一般的な徒歩圏である概ね半径800m圏内に設定する。
- 平地区については、「中心市街地活性化基本計画」に基づきこれまでも拠点を形成してきたことから、当該計画区域を含める。
- 道路（未整備都市計画道路を含む）、鉄道、河川などの地形・地物、または、用途地域界で区分することを基本とする。

(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

・ 誘導区域設定方針について

誘導区域設定方針（案）

居住誘導区域の区域設定の考え方

- 第二次都市計画マスタープランにおいて、「主要な拠点」並びに「生活拠点」と位置付ける地区で、なおかつ、公共交通機関を有する区域【ステップ③-1】。
又は、「主要な拠点」並びに、これに連続し支所を有する地区（好間、錦）で、なおかつ、公共交通機関を有する区域【ステップ③-2】。
- 都市機能誘導区域に徒歩、自転車等で容易にアクセスすることのできる範囲に下記要件、並びに人口密度を勘案し設定する。
 - 徒歩圏：0.8km（一般的な1分=80m（15分※=1.2km÷√2））
 - 自転車圏：1.4km（1分=200m（時速12km/h）10分※=2.0km÷√2）
 - ※都市機能誘導区域内の中心施設（駅や支所等）からの距離
 - ※市民意向調査（H29.12）の結果を踏まえ設定
 - ⇒アンケートは、日常生活サービス施設を利用する際の「徒歩・自転車」の許容時間
 - バス：原則、ピーク時に1時間に3本以上を有する停留所から300mで設定
- 居住誘導区域に連続した土地区画整理事業地内を含む
- 道路（未整備都市計画道路を含む）、鉄道、河川などの地形・地物、また、用途地域界で区分することを基本とする。
【誘導区域から除外する区域】
- 土砂災害等により甚大な被害を受ける危険性が高い区域※
- 工業系用途地域、地区計画により居住系用途の建築を制限する区域
なお、工業地域及び準工業地域については、住宅の立地状況や都市機能誘導区域へのアクセス等を勘案して設定する。
- ※ 災害危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波・河川洪水浸水想定区域（避難体制等を考慮した区域）



(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

・ 誘導方針、誘導施策について

誘導方針

【誘導方針の基本的な考え方】

- 立地適正化計画において設定した課題の解決のため、都市機能誘導区域への国や市の支援措置等の活用により、誘導施設の誘導を推進する。
- また、居住誘導区域においても同様に、市の支援措置等を活用しながら、居住の誘導を推進する。

■解決を図る課題①若い世代の流出抑制

- 若い世代の転出者数を抑制し、UIターン者などの若い世代の人口増加を図る施策を展開する。

■解決を図る課題② 過度に車に頼らない日常生活の確保

- 過度に自家用車等に頼らなくても日常生活や産業活動が展開しやすい圏域の増加を図る施策を展開する。

■解決を図る課題③ 第二次、第三次産業の活性化

- 若い世代が働きやすい環境を整備し、市内産業を支える労働力の確保や観光産業等の活性化を図る施策を展開する。



(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

・ 誘導方針、誘導施策について

誘導施策の方向性

都市機能誘導区域内の誘導施策の方向性

- 特に若い世代（特に子育て世代）をターゲットとした誘導施設の誘導、並びに既存誘導施設の維持・確保の施設整備等の費用の一部の支援や誘導施設の容積率の緩和、並びに用途地域の変更等を検討するほか、誘導施設の立地に向けた誘致活動を展開する。
- 公共施設等総合管理計画との連携を図り、都市計画区域内における公共施設の統廃合の再編にあたっては、原則として、都市機能誘導区域への立地を検討する。
- 誘導区域間のアクセス性向上を図るため、公共交通の利便性や速達性の向上に資する施策の実施を検討する。
- 都市機能誘導区域内における観光産業等の活性化を図るため公有地等を活用し、公民連携による市街地再生整備の検討する。

居住誘導区域内の誘導施策の方向性

- 人口密度維持に貢献する高度利用を図る共同住宅の建設にあたっては、地区の街並み等を配慮した上で都市計画に基づく容積率の緩和を検討するとともに、居住誘導区域内の住宅の取得や転居費用等に対する支援を検討する。
- 居住誘導区域居住者の交通の利便性の向上を図るため、公共交通の利便性や速達性の向上を進めるほか、自家用車の「保有」から「利用」への転換を進めるため、補完的役割を担う「カーシェアリングステーション」や「シェアサイクルステーション」の立地誘導を検討します。

市街化区域（居住誘導区域外）の施策展開のあり方

- 居住誘導区域への居住誘導を図るため、届出制度の周知徹底を図り、一定規模以上の新たな住宅の建築や住宅開発の抑制に努める。
- 将来の土地利用状況を踏まえ、必要に応じて、居住調整地域の設定を検討する。

(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

都市機能誘導区域内における誘導施設について

〔誘導施設設定の考え方〕

- 誘導施設は、まちづくりの方針（ターゲット）を踏まえ、**主に若い世代をターゲットに見据えた誘導施設を設定**
 - ▶ 都市機能立地支援事業制度要綱に基づく**中心拠点誘導施設並びに都市再生法に位置付ける誘導施設を設定**。
また、**同制度において除外する誘導施設についても、まちづくりの方針と整合が図れる施設は、市が独自に設定**。

都市機能	誘導施設の種類	都市機能誘導区域								備考
		都心	広域			地区				
		平	小名浜	勿来	四倉	泉	常磐	内郷	いわき	
行政	国、県の合同庁舎又は事務所 本庁、支所、市民サービスセンター	●	●	○	●	●	●	●	●	市役所の位置を定める条例、地方自治法第155条第1項、市行政組織設置規則第37条
医療	病院	●	○	●	○	○	○	●	○	医療法第1条の5、同法第4条第1項
	診療所（産科）	○	○	○	○	○	○	○	○	医療法第1条の5
	診療所（小児科）	●	●	●	○	●	●	●	○	医療法第1条の5
子育て	幼稚園	○	●	○	○	○	○	○	○	学校教育法第1条（業務系施設、共同住宅との複合施設等を想定）
	保育所	●	●	○	○	○	○	○	○	児童福祉法第7条（業務系施設、共同住宅との複合化施設等を想定）
	認定こども園	○	●	○	○	○	○	○	○	認定こども園法第2条第6項（業務系施設、共同住宅との複合施設等を想定）
	放課後児童クラブ	○	○	○	○	○	○	○	○	児童福祉法第6条（業務系施設、共同住宅との複合施設等を想定）
教育	小学校、中学校、高等学校	○	●	○	○	○	○	○	○	学校教育法第1条
	専修学校	●								学校教育法第124条（専門課程を有する専修学校）
	短期大学、大学	○							●	学校教育法第1条
文化	図書館等	●	●	●	○		●			図書館法第2条（図書館、図書室機能を有する公民館を含む）
	いわき芸術文化交流館、市民会館	●	●				●			地方自治法第244条の2第1項
	博物館	●								博物館法第2条第1項（登録博物館）、同法第29条（博物館相当施設）
	複合型スポーツ施設（スタジアム）									※H31年度上半期に候補地を別途決定予定
高齢福祉	サービス付き高齢者向け住宅	△	△	△	△	△	△	△	▲	高齢者住まい法第5条 注）家事等の負担を減らし女性が就労できる環境を整えるため。
健康増進	健康増進施設（フィットネスジム等）	△	△							市民等の健康増進に資する施設（健康増進施設認定規定に基づく運動型健康増進施設等）
商業	生鮮食品等を扱うスーパー			○	●	●	○	○	○	店舗面積：3,000㎡未満
	総合スーパー	●	●							店舗面積：3,000㎡以上
	宿泊施設（温泉旅館・ホテル）、コンベンション施設	▲	▲	▲	△		▲			旅館業法第2条第2項、第3項及び第4項（市内観光等を牽引する宿泊施設） コンベンション施設の規模は、国際会議、展示会等が開催可能な比較的大規模の大きい施設
	娯楽施設（総合アミューズメント施設）	△	▲							複数の娯楽を提供する比較的大規模の大きい施設
事業所	業務施設等	△	△	△	△		△			市内経済を牽引する産業活動を展開する事業所（研究所、IT系企業等） 市内製造業に関連する本社機能

■：都市機能を誘導しない区域

●：計画公表時において、区域内に施設がある ▲：市が独自に設定する都市機能誘導施設（計画公表時において、区域内に施設がある）

○：計画公表時において、区域内に施設が無い △：市が独自に設定する都市機能誘導施設（計画公表時において、区域内に施設が無い）



(2) 立地適正化計画 誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の概要について

目標値（K P I）及び効果について

【目標値設定の考え方】

- 計画の進捗管理を行うため、誘導方針と整合した目標値を設定
※目標年度は全て2040年

目標値

※目標値は5年毎に中間評価を行い、適宜見直しを行う。

- ひと
 - ・ **若い世代（15-39歳）の人口割合を改善**
2040年の予測約40.1千人（17%）→ **約47.4千人（20%）に改善**
- まち
 - ・ **居住誘導区域内の人口密度の維持**
41人/ha（2010年） → **41人/ha**
 - ・ **公共交通利用者数（鉄道・バス）の維持**
鉄道）約5.8百万人/年（2016年度）→ **5.8百万人/年**
バス）約3.9百万人/年（2017年度）→ **3.9百万人/年**
※鉄道は年間乗車人員、バスは年間輸送人員
- しごと
 - ・ **子育て世代（25-39歳 女性）の就業率を改善**
約65%（2015年） → **約70%**
 - ・ **宿泊者数（観光交流人口）を向上**
736,388人（2017） → **約100万人**

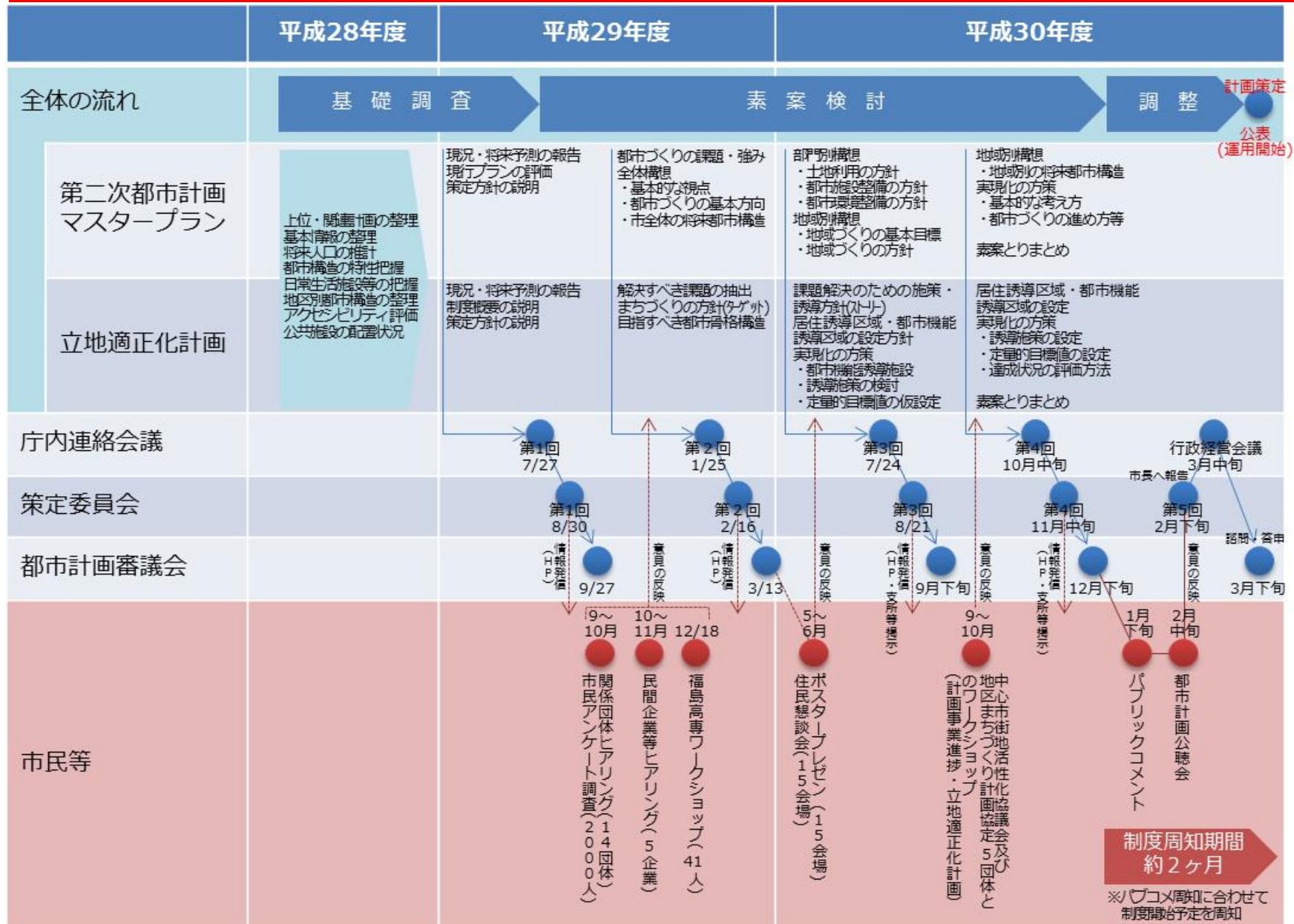
効果

- 若い世代の定住者数が増加することで、**将来のいわき市を担う新たな人材が確保**
- 人口密度が維持されることで、**非効率な都市活動を抑制**され、**生活サービス施設の不合理的な撤退を抑制**。
- 過度な自家用車分担率が低減されるとともに、**自家用車の保有台数が低減し、自家用車の保有による年間経費分を他の投資に振り替える**ことが可能となり、市内の**経済が活性化**
- 女性の就業率を改善することで、**新たな労働力を創出し、市内に産業に供給**
- 市内宿泊者数（観光交流人口）の増加により、**市内での消費額増加に伴うサービス業等の活性化**



○ その他 今後の進め方（市民等意見の聴取方法と計画策定スケジュール）

：現在（平成30年度末の策定）



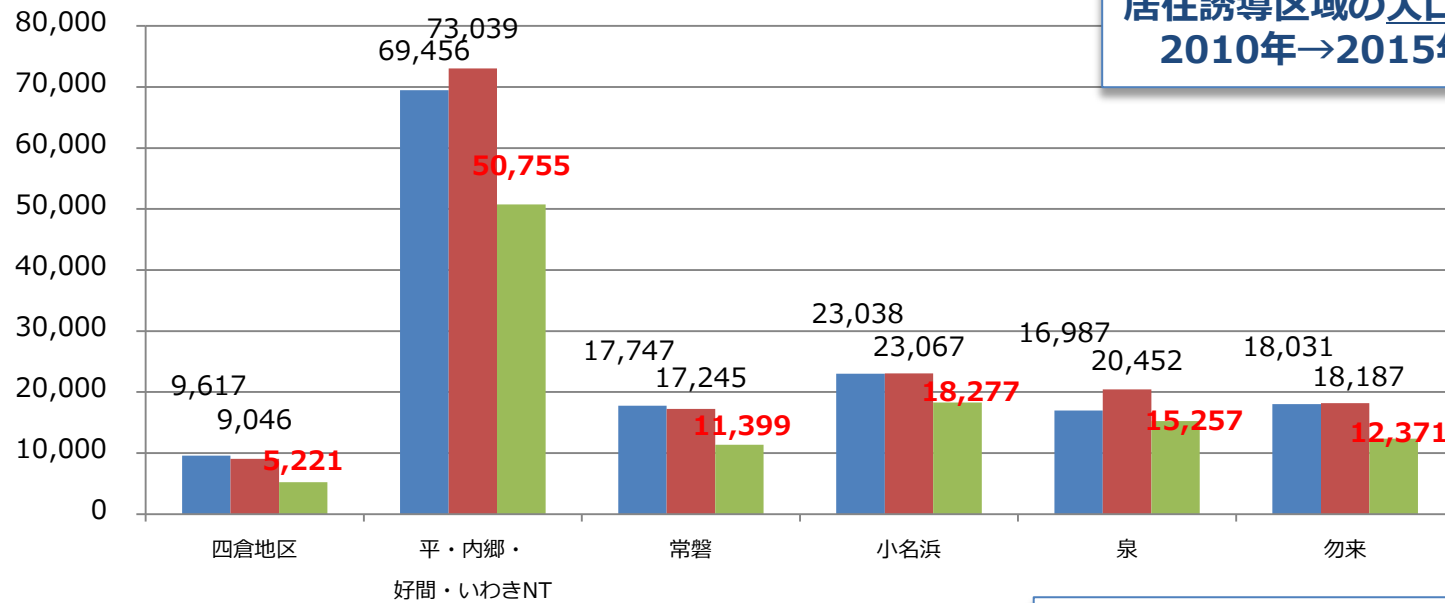
38

E N D

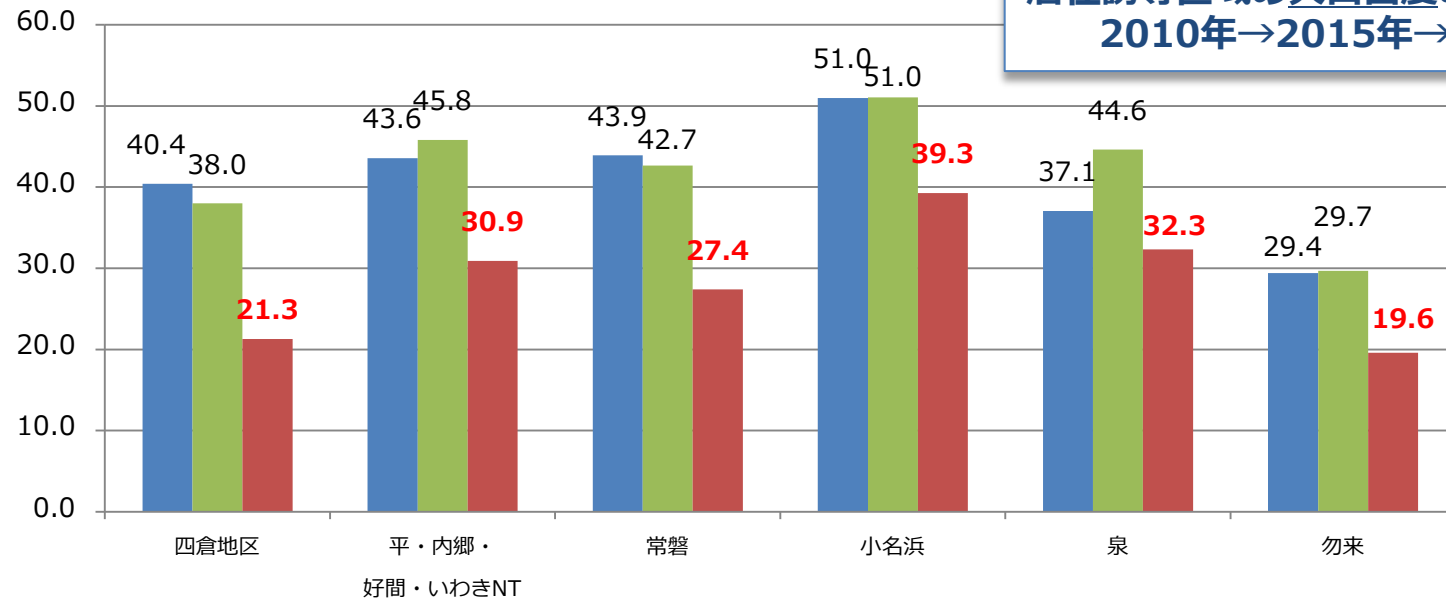


STEP 3 - 2 居住誘導区域内の人口・人口密度

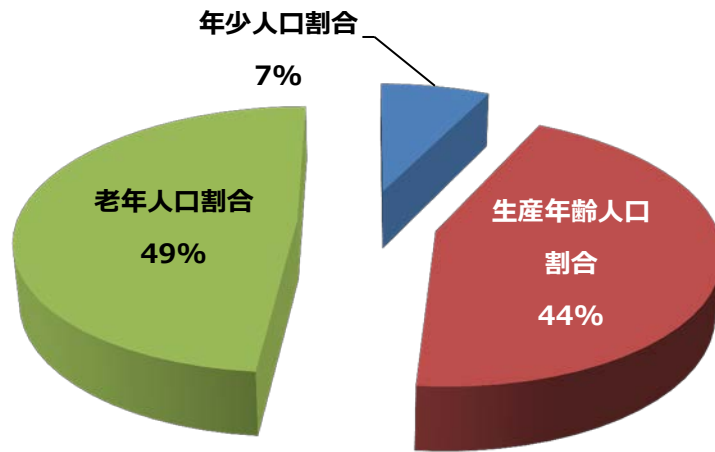
居住誘導区域の人口の推移・予測
2010年→2015年→2040年



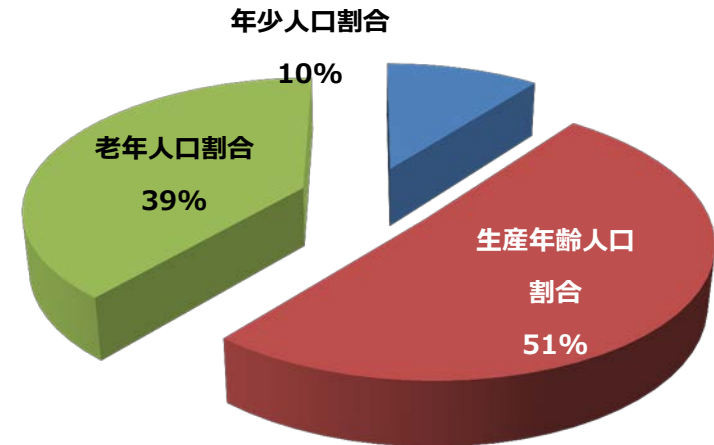
居住誘導区域の人口密度の推移・予測
2010年→2015年→2040年



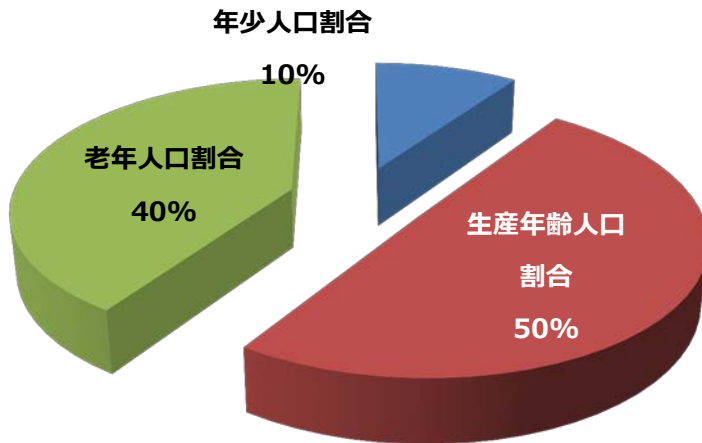
STEP 3 - 2 居住誘導区域内の年齢階層（2040年）



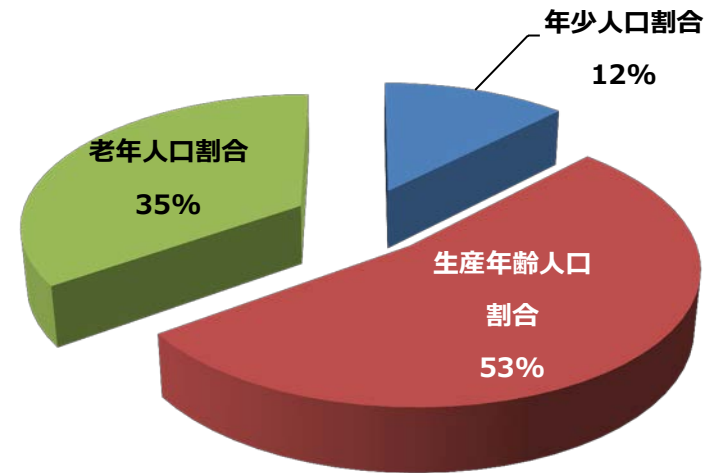
四倉地区



平・内郷・いわきNT・好間地区



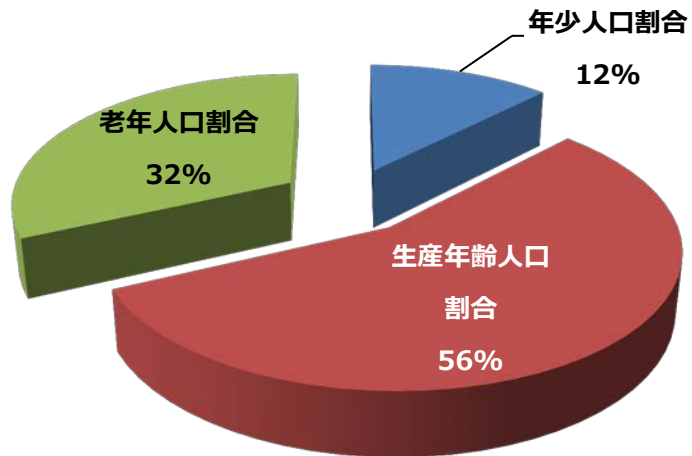
常磐地区



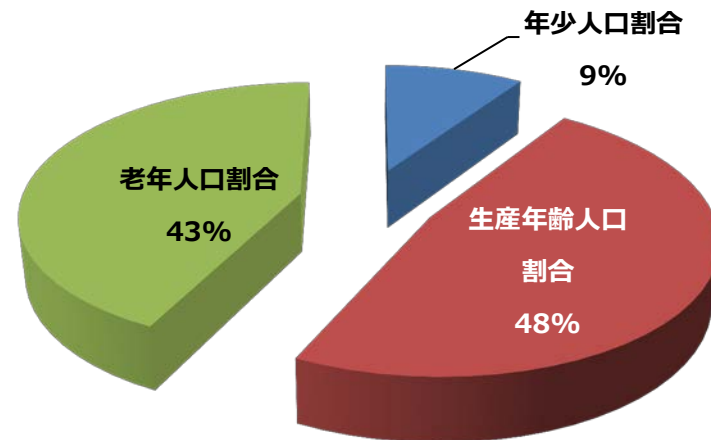
小名浜地区



STEP 3 - 2 居住誘導区域内の年齢階層（2040年）



泉地区



勿来地区